

会議録  
令和6年第1回更別村議会定例会  
第3日（令和6年3月14日）

◎議事日程（第3日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件
- 第 3 議案第24号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計予算の件
- 第 4 議案第25号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算の件
- 第 5 議案第26号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計予算の件
- 第 6 議案第27号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計予算の件
- 第 7 議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件

◎出席議員（8名）

議長	8番	織田 忠司	副議長	7番	高木 修一
	1番	太田 綱基		2番	安村 敏博
	3番	斎藤 憲		4番	尾立 要子
	5番	小谷 文子		6番	荻原 正

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山 猛	副村長	大野 仁
教育長	細川 徹	代表監査委員	笠原 幸宏
総務課長	末田 晃啓	総務課参事	小寺 誠
企画政策課長	本内 秀明	企画政策課参事	今野 雅裕
産業課長	高橋 祐二	住民生活課長 会計管理者	小野寺 達弥
建設水道課長	石川 亮	保健福祉課長	新関 保
子育て応援課長	酒井 智寛	診療所事務長	岡田 昌展
教育委員会 教育次長	伊東 秀行	学校給食 センター所長	小林 浩二
農業委員会 事務局長	川上 祐明		

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長 佐藤敬貴 書 記 村田弘治  
書 記 山角竹志

(午前10時00分開議)

◎開議宣告

- 議長 ただいまの出席議員は8名であります。  
定足数に達しております。これより直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

- 議長 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番、小谷さん、6番、荻原さんを指名いたします。

◎日程第2 議案第23号ないし日程第7 議案第28号

- 議長 長 日程第2、議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から日程第7、議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

- 村長 おはようございます。議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件まで一括して提案をさせていただきますと思います。

この議案資料として、一般会計予算資料、国民健康保険特別会計診療施設勘定予算資料、簡易水道事業特別会計予算資料、公共下水道事業特別会計予算資料を提出しているところであります。

本年は、平成29年に策定をいたしました第6期更別村総合計画の7年目となる年であります。テーマである「住みたい 住み続けたいまち ともにつくりよう みんなの夢大地」の実現に向けて全力で村政運営に当たってまいります。私にとりましても村政のかじ取りという重責を担わせていただき、9年が経過しようとしております。令和5年度は新たな任期の始まりでしたけれども、令和6年度も引き続き村政の重要課題解決、各種施策の達成に向けて必要な予算組みとさせていただきます。

それでは、議案についてご説明申し上げます。

議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算であります。

第1条としまして、歳入歳出予算の総額は56億7,875万6,000円と定めるものであります。

第2条は、地方債に係る規定であります。

第3条は、一時借入金の規定でありまして、一時借入金の最高額は5億円と定めるものであります。

第4条は、歳出予算の流用に関する規定を定めるものであります。

それでは、7ページをお開きください。事項別明細書の歳出であります。前年度、令和5年度当初予算と比較をしまして4億1,078万8,000円、7.80%の増であります。

それでは、歳出について概要をご説明申し上げます。款1議会費は、5,107万1,000円を計上しております。

款2総務費は、17億8,236万8,000円を計上しております。職員人件費のほか、主な事業は宅地分譲整備事業として9,688万4,000円を計上し、新たな大規模宅地分譲地であります花園プラムタウンの第1次造成として15区画の宅地造成を行います。また、更別スーパービレッジ構想推進事業は、令和6年度からデジタル田園都市国家構想推進交付金を活用し、進めている事業が中心となります。20年後、30年後も豊かで持続可能な更別村の未来のために推し進めていく事業であります。

款3民生費は、児童福祉に関することや福祉サービス、各会計への繰出金などで構成されておまして、7億9,387万1,000円を計上しております。主な事業は、老人保健福祉センター改修事業として予算額2,850万1,000円を計上しております。屋上防水工事とロビーラウンジの照明のLED化工事を行います。また、福祉ホームの建設に係る実施設計委託料として561万円、保育園の大規模修繕に関する補助金として1,553万円を計上しております。

款4衛生費は、各種健康事業をはじめ、乳幼児医療費給付、母子保健事業、予防接種事業や清掃関係経費、国保診療所、簡易水道、下水道会計など特別会計、企業会計への繰出金を主なものとして4億2,449万3,000円を計上しております。国保診療所増改修工事が令和5年度においておおむね完成したため、特別会計診療施設勘定繰出金が大幅に減っております。

款5労働費は、714万円を計上しております。引き続き、地元企業に対する雇用促進事業助成金は658万円を計上しております。

款6農林水産業費は、農林業の振興や整備に係る経費、畜産、酪農に関する経費、道営事業による農業基盤整備等に係る負担金などを主なものとして4億1,058万2,000円を計上しております。主な事業といたしまして、継続事業となりますが、道営事業負担金8,024万円を計上し、更別第2地区及び第3地区の事業費負担を行います。引き続き、村の基幹産業であります農業基盤の整備促進を続けていくことで生産性の向上と災害に強い農地保全対策に努めてまいります。

款7商工費は、商工業の振興に関する経費、観光や物産に要する経費を主なものとして1億3,472万1,000円を計上しております。主な事業として、商工業振興対策経費に1,816万6,000円、観光物産総合振興事業に963万3,000円、起業・創業等支援事業に750万円を計上しております。

款8土木費は、道路、橋梁の改良、整備や除雪対策経費、村営住宅経費を主なものとして6億4,144万1,000円を計上しております。道路、橋梁整備におきましては、来年度から道路の防塵処理舗装を実施することとし、道路改良舗装事業に3億4,852万1,000円、橋梁

整備事業に1億1,202万2,000円をそれぞれ計上しております。インフラ整備を計画的に進めることで利便性を維持、向上させてまいります。その他住宅関連助成としては、引き続き民間住宅建設促進事業として1,500万円、住宅改修支援事業として250万円を計上しております。

款9消防費につきましては、とちぎ広域消防事務組合への負担金を主なものとして2億2,351万2,000円を計上しております。令和6年度は、更別消防団運営経費の非常備消防用備品購入費において水槽付消防ポンプ自動車1台の購入を予定しております。

款10教育費につきましては、幼稚園、小中学校の経費、生涯学習推進、文化、スポーツ振興、学校給食経費などを主なものとして6億891万5,000円を計上しております。項1教育総務費の高校生等入学支援事業は、令和5年度補正予算から実施している事業になりますが、本年も311万4,000円を計上し、子育て世帯の経済負担の軽減を図ります。項2小学校費の学校施設改修事業に3,293万3,000円を計上し、更別小学校のグラウンドの改修工事を行います。項5社会教育費の農村環境改善センター改修事業は、図書室、視聴覚室、和室、研修室Cにエアコンを設置する工事を行います。予算額は2,937万円を計上しております。国際交流事業推進経費、飛び出せワールド推進事業は、国際交流事業の代替事業として、中学生が国内の外国人家庭にホームステイし、交流を行う事業とし、317万を計上しております。また、項6保健体育費の学校給食センター改築事業に964万7,000円を計上し、改築工事の実施設計を委託いたします。

款11災害復旧費は、農林業や道路などの災害対策事業費であり、不測の事態に備える予算として330万円を計上しております。

款12公債費は、5億9,183万7,000円を計上しております。繰上償還を行うことから、前年度比1,605万1,000円の減額であります。

続いて、歳入にまいります。6ページをお開きください。款1村税につきましては、合計が6億2,610万9,000円、前年比較として3,716万6,000円、5.60%の減額で計上しております。村税のうち、村民税、個人は、農業所得の増加を見込み、924万3,000円、3.73%を増額して計上しております。

款10地方交付税につきましては、令和6年度も地方財政計画は微増となり、本村でも交付税措置の高い地方債、辺地対策事業債や過疎対策事業債の償還額が多いことなどを考慮し、普通交付税は5,000万円の増、また特別交付税もここ数年の交付額実績を参考に2,000万円を増額し、地方交付税全体としては7,000万を増額した22億円、3.29%を増額した予算を計上しております。

款14国庫支出金につきましては、当初予算5億1,174万3,000円を計上しており、デジタル田園都市国家構想推進交付金の減などに伴い、昨年度と比べて8,105万4,000円の減であり、率にして13.67%の減であります。

款18繰入金につきましては、全体予算額3億1,546万1,000円のうち、財源補填分としての財政調整基金繰入金を1億1,889万7,000円、前年度比較1,014万9,000円の減額、また、

公共施設等整備基金繰入金を予算額7,600万円、前年度比較1億8,000万円の減額で計上しております。繰入金全体としても5,560万円、15.0%の減額で予算計上しております。

款20諸収入につきましては、全体予算額1億270万円のうち、学校給食費の公会計化に伴い、新たに給食費収入として450万7,000円を計上しております。

款21村債につきましては、全体予算額6億9,762万7,000円を計上しております。有利な起債の辺地対策事業債や過疎対策事業債を活用し、道路、橋梁や公共施設のインフラ整備をいたします。前年度比較5,726万円、8.9%の増額となっております。

300万円以上の建設事業につきましては、予算資料の2ページから4ページにかけお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。

また、予算書の182ページから給与費明細書、191ページから債務負担行為に関する調書、194ページの地方債の調書に関しましては、それぞれお目通しを願うものであります。

以上、簡単ではございますが、一般会計の説明といたします。

次に、議案第24号 令和6年度更別村国民健康保険特別会計にまいります。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5億8,931万円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億9,154万2,000円と定めるものであります。

第2条以下につきましては、お目通しをお願い申し上げます。

初めに、事業勘定歳入歳出予算事項別明細書について説明を申し上げます。201ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書の歳出となります。本年度予算に関しましては、前年度比約1.47%増の5億931万円を予算としたものであります。昨年度と比べて款3国民健康保険事業費納付金4,676万2,000円の増額は、国保運営の広域化による北海道統一保険料へ向けた激変緩和措置が終了したことによるものであります。

200ページの歳入につきましては、款1国民健康保険税を前年度比760万9,000円の増とし、款3道支出金は主に歳出、款2保険給付費の減額により2,297万2,000円の減、款5繰入金は財政調整基金繰入金が増えるため2,409万2,000円を増額しております。

224ページは給与費明細書となっておりますので、お目通しをよろしく願います。

続きまして、診療施設勘定にまいります。226ページをお開き願いたいと思います。事項別明細書の歳出となります。前年度比32.59%、大幅減の3億9,154万2,000円としたものであります。

款1総務費につきましては、診療施設改修事業に伴う国保診療所改修工事が令和5年度でおおむね終了するため、前年度比1億8,442万8,000円の減額となっております。

225ページの歳入であります。款1診療収入につきましては昨年度より1,180万3,000円増の1億9,102万3,000円の予算計上としております。

款5繰入金につきましては、診療所改修工事費に伴う一般会計繰入金、施設整備費分が減っております。前年度対比1億1,274万9,000円の減額となっております。

また、款8村債につきましても、診療所改修工事費に伴う過疎対策事業債の減額により

前年度比7,530万円の減となり、1,940万円を予算計上しております。

246ページからは給与費明細書、252ページは地方債調書となっておりますので、お目通しをお願いします。

なお、300万円以上の建設事業につきましては、予算資料の1ページに示しておりますので、ご参照をよろしくお願いいたしたいと思っております。

続きまして、議案第25号 令和6年度更別村後期高齢者医療事業特別会計予算であります。

第1条、歳入歳出予算の総額は6,792万3,000円と定めるものであります。

256ページ目の事項別明細書の歳出よりご説明申し上げます。款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、広域連合事務費負担金の増により544万1,000円の増額となったものであります。

255ページの歳入であります。款1後期高齢者医療保険料は、令和5年11月末の実績を鑑み、527万円の増額としております。

続きまして、議案第26号 令和6年度更別村介護保険事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

第1条としまして、事業勘定の歳入歳出の予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,254万7,000円、サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227万6,000円と定めるものであります。

第2条以下につきましては、お目通しをよろしくお願いたします。

事業勘定歳入歳出予算事項別明細書について説明申し上げます。271ページの歳出をお願いします。款2保険給付費につきましては、主に法定施設サービス給付費及び地域密着型居宅介護サービス給付費等が増えたことにより2,258万2,000円の増額となっております。

続いて、270ページをお開きください。事業勘定の歳入であります。歳出の保険給付費の増額に伴い、款1介護保険料、款3国庫支出金、款4支払基金交付金、款5道支出金をそれぞれの割合に応じて予算計上しております。

款7繰入金につきましては、一般会計繰入金及び基金繰入金の増により418万円の増額となっております。

293ページからは給与費明細書となっておりますので、お目通しをお願いします。

次に、サービス勘定にまいります。298ページをお開き願いたいと思っております。款1事業費であります。介護予防サービス等計画の策定は前年度と同じ件数を見込み、14万3,000円の増額となっております。

続いて、297ページです。歳入につきましても歳出同様14万3,000円を増額し、款1サービス収入を見込んでおります。

続きまして、議案第27号 令和6年度更別村簡易水道事業特別会計についてご説明申し上げます。

1ページをお開き願います。第1条、令和6年度更別村簡易水道事業特別会計の予算は、

次の定めによるものであります。

第2条であります、(4)、主な建設改良事業といたしまして、道営事業で1億1,005万5,000円、花園プラムタウン水道管新設工事第1工区で2,560万円を予定しております。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものであります。括弧書きでありますけれども、収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額2,651万7,000円は、過年度分損益勘定留保資金2,651万7,000円で補填するものであります。収入につきましては、前年度比較68万7,000円減の1億3,865万7,000円であります。支出につきましては、前年度比較1,281万8,000円増の1億6,517万4,000円であります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものであります。括弧書きであります、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額239万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金239万5,000円で補填するものであります。収入につきましては、前年度比較6,420万6,000円増の1億6,679万5,000円であります。支出につきましては、前年度比較5,579万4,000円増の1億6,919万円であります。

2ページ目をお開きください。第5条につきましては、債務負担行為として道営営農用水事業を令和2年度から7年度までの6年間、限度額を4億611万6,000円と定めるものであります。

第6条につきましては、企業債の発行について定めるものであります。

第7条につきましては、一時借入金の限度額を1億円とするものであります。

第8条、第9条につきましては、流用について定めるものでありますので、お目通しをお願い申し上げます。

続きまして、議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の説明を申し上げます。

1ページをお開き願いたいと思います。第1条、令和6年度更別村公共下水道事業特別会計の予算は、次の定めによるところであります。

第2条であります、(4)、主要な建設改良事業といたしまして、個別排水処理施設整備事業で3,715万8,000円を予定しています。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりであります。括弧書きであります、収益的収入額が収益的支出額に対して不足する額3,960万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金3,960万8,000円で補填するものであります。収入につきましては、前年度比較2,646万7,000円増の1億7,019万4,000円であります。支出につきましては、前年度比較2,109万円増の2億980万2,000円であります。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおり定めるものであります。括弧書きであります、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額68万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金68万4,000円で補填するものであります。収入につきましては、前年度比較2,190万8,000円増の1億2,554万9,000円であります。続いて、2ページをお開き願います。支出につきましては、前年度比較2,259万2,000円増の1億2,623万3,000円であります。



第5条につきましては、企業債の発行につきまして定めるものであります。

第6条につきましては、一時借入金の限度額を1億円と定めるものであります。

第7条、第8条につきましては、流用について定めるものでありますので、お目通しをよろしくお願ひします。

以上、議案第23号から議案第28号まで一括して概略をご提案申し上げました。以上をご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願ひ申し上げます。

(何事か声あり)

○議 長 西山村長。

○村 長 大変失礼しました。数字の読み間違いございましたので、訂正をさせていただきます。

まず、議案第24号の201ページのところにありました本年度予算に関しては前年度比約1.47%増の5億931万円と話しておりましたけれども、正確には5億8,931万円です。大変失礼申し上げます。訂正をお願いします。

続きまして、議案第28号 令和6年度更別村公共下水道特別会計予算のところでも1ページ目のところで、収入につきましては前年度比較2,646万7,000円増と言いましたけれども、正確には2,646万4,000円の増でありました。大変申し訳ございません。訂正のほうをよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議 長 お諮りいたします。

議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号 令和6年度更別村一般会計予算の件から議案第28号 令和6年度更別村公共下水道事業特別会計予算の件までの6件につきましては、会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定いたしました。

審議方法についてお諮りいたします。一般会計は款ごとに歳出予算、次に歳入予算の順に、国民健康保険特別会計は勘定ごとに歳出予算、次に歳入予算の順に、他の特別会計は歳入歳出一括で補足説明を受け、質疑を行います。その後、各会計予算の議案ごとに討論、採決を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

一般会計歳出から質疑を行います。

款1 議会費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、補足説明を申し上げます。

議会費の説明に入ります前に、一般会計及び各特別会計において計上しております人件費について説明をさせていただきます。一般会計は、議会費で2名、総務費で特別職2名及び一般職61名、農林水産業費で農業委員会事務局の一般職2名、教育費で特別職1名及び一般職14名に係る人件費を計上しております。特別会計では、国民健康保険特別会計診療施設勘定で11名、介護保険事業特別会計で2名、簡易水道事業特別会計で2名、公共下水道事業特別会計で1名に係る人件費をそれぞれ計上しております。職員の総数は、常勤の特別職、一般職合わせて98名となっております。182ページから190ページまでに一般会計に関する給与費明細書をおつけしております。182ページは特別職、183ページは一般職の総括、184ページ、185ページは給料及び職員手当等の増減額の明細、186ページから188ページにかけて給料及び職員手当の状況、189ページ、190ページは給料及び職員手当等の科目別内訳となっておりますので、ご参照願います。

これより科目ごとに補足説明をさせていただきますが、新規に計上したもの、前年度と比較して内容が変わったものなど特徴的で特に説明が必要と思われる事項に絞って各課長等から説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、歳出予算の本年度の財源区分の欄で特定財源欄の表示につきましては、基本的には歳入の款の名称の頭文字により表示をしておりますが、繰入金につきましては入と、村債につきましては債と表示しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、議会費について補足説明をさせていただきます。46ページをお開きください。款1項1目1議会費、予算額5,107万1,000円、前年度比較242万1,000円の増です。議員報酬等、議会運営経費、職員等人件費を計上しております。

以上で議会費の補足説明を終わります。

○議長 款1議会費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議長 これで款1議会費を終わります。

款2総務費に入ります。

補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 総務費について補足説明させていただきます。

49ページを御覧ください。款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、予算額9億7,081万2,000円、前年度比較2億4,969万3,000円の増です。50ページを御覧ください。説明欄(3)、庁舎維持管理経費は、前年度比較で206万8,000円の増です。庁舎第1電算室のエアコンの故障に伴い、取替え費用96万7,000円を計上したこと、前年度と比較して庁舎燃

料費を29万4,000円の増、庁舎警備業務委託料を31万3,000円の増により計上したことが主な要因となっております。51ページを御覧ください。(4)、総務管理一般事務経費は、前年度比較で118万6,000円の減です。新採用職員に支給する赴任旅費を前年度比較93万8,000円、派遣職員負担金を42万円の減により計上したことによるものでございます。52ページを御覧ください。(6)、情報処理管理事務経費は、前年度比較で109万1,000円の増です。北海道自治体情報システム協議会負担金を155万5,000円の減により計上いたしましたが、地方公共団体情報システム機構負担金を261万9,000円の増により計上したことによるものでございます。自治体中間サーバープラットフォームの次期システム更改に係る負担金を計上しております。53ページを御覧ください。(8)、出納一般事務経費は、前年度比較で233万8,000円の減です。パートタイム会計年度任用職員の配置取りやめにより報酬、職員手当等を減額し、計上しております。55ページを御覧ください。(11)、パートタイム会計年度任用職員等管理事務経費は、前年度比較で821万5,000円の増です。パートタイム会計年度任用職員に係る報酬単価の増などにより報酬で43万5,000円の増、勤勉手当の支給開始等に伴い職員手当等で59万9,000円の増、またこれらの理由により会計年度任用職員共済組合負担金で271万1,000円の増、会計年度任用職員社会保険料で394万4,000円の増、会計年度任用職員労働保険料で52万3,000円の増により計上したことによるものでございます。

(13)、職員等人件費は、前年度比較で3,697万7,000円の減です。職員の科目間の異動、退職等により3名分の職員に係る給料、職員手当等を減額したことによるものでございます。56ページを御覧ください。(14)、情報処理導入経費は、前年度比較で3,726万5,000円の増です。自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画に基づく情報システムの標準化、共通化に係る北海道自治体情報システム協議会負担金3,677万1,000円を計上したことが主な要因となっております。(15)、寄付金管理事業は、前年度比較2億4,113万1,000円の増です。ふるさと納税による寄附金収入の目標を3億6,320万円増の4億円としたことにより、報償費、寄付採納贈呈品で8,169万6,000円の増、運搬料で4,164万円の増、ふるさと納税業務委託料で1,872万5,000円の増、寄付用システム賃借料で3,420万5,000円の増、寄付金管理基金積立金、寄付分で6,320万円の増となっております。

57ページを御覧ください。目2文書広報費は、予算額437万9,000円、前年度比較1万3,000円の減です。法令等書籍の追録、例規更新データ作成等に要する費用を計上しております。

目3財産管理費は、予算額77万5,000円、前年度比較17万2,000円の増です。村有住宅の維持管理経費等を計上しております。

58ページを御覧ください。目4地方振興費は、予算額6億2,465万6,000円、前年度比較8,183万6,000円の増です。説明欄(2)、移住定住促進事業、臨時分は、前年度比較359万3,000円の減となっております。地域おこし協力隊員報酬を284万9,000円の減、地域おこし協力隊員に係る住宅借り上げ料を60万円の減により計上したことが主な要因となっております。59ページを御覧ください。(5)、宅地分譲整備事業は、前年度比較2,655万7,000円の増です。前年度計上いたしました花園プラムタウン造成に係る調査測量設計委託料2,099万

9,000円は皆減となりましたが、新たに花園プラムタウン宅地造成工事費9,673万4,000円を計上したことによるものでございます。(7)、ふるさと創生事業は、前年度比較1,869万6,000円の減です。財源であるふるさと創生事業基金の残高減少に伴い、現在、助成予定の事業を除き、新たな事業の採択は中止し、ふるさと創生基金事業の廃止を予定していることによるものでございます。60ページを御覧ください。(10)、デジタル活用支援事業は、前年度比較1,114万7,000円の増です。前年度2名の地域活性化起業人に係る派遣職員負担金を計上いたしました。本年度4名分の負担金を計上しております。(11)、更別スーパービレッジ構想推進事業は、前年度比較1億701万8,000円の増です。前年度に引き続き、地域ポイント発行サービス、待ち時間のない医療サービス、誰でも簡単総合窓口サービス、マイナンバーカード連携及びマイナポータルデータ取得サービス等に係る助成金を計上しておりますが、前年度一般会計補正予算(第3号)において追加いたしましたヒト・モノ移動の最適化する共助型地域交通物流、国際競争拠点を形成する新たな農村エコシステム、ブロックチェーンを活用した分散ストレージシステム、通信基盤のメッシュ化及びセキュア通信に係る助成金につきましても引き続き計上しており、前年度一般会計補正予算(第3号)の補正後予算額5億3,049万3,000円と比較いたしますと1億3,071万2,000円の減となっております。63ページを御覧ください。(20)、乗合タクシー運行事業は、前年度比較147万円の増です。乗合タクシーの運行内容拡充に伴い、乗合タクシー事業委託料を147万8,000円の増により計上しております。(22)、地域創造複合施設整備事業3,054万9,000円は皆増です。前年度一般会計補正予算(第3号)において地域創造複合施設外構等調査測量設計委託料を追加いたしました。本年度は地域創造複合施設整備工事費を計上するものでございます。(23)、地域公共交通計画策定事業653万9,000円は皆増です。村内公共交通環境のさらなる充実を図るため、更別村地域公共交通活性化協議会が予定している地域公共交通計画の策定に対する助成金を計上しております。なお、前年度計上いたしました人材育成事業883万8,000円、人材育成事業(東京大学連携講座分)3,000万円、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業4,000万円は、事業終了に伴い皆減となっております。

64ページを御覧ください。目5交通安全費は、予算額73万4,000円、前年度比較3,000円の増です。交通安全指導員の報酬など交通安全の推進に要する費用を計上しております。

目6公平委員会費は、予算額7万3,000円、前年度比較2,000円の減でございます。公平委員会の運営に係る経費を計上しております。

65ページを御覧ください。目7車両管理費は、予算額7,699万4,000円、前年度比較2,971万1,000円の増です。68ページを御覧ください。説明欄(5)、車両センター改修事業2,310万円は皆増です。車両センター外壁等改修工事の費用を計上しております。(6)、公用車両購入事業640万円は皆増です。公用車2台の更新費用を計上しております。

目8村有林管理費は、予算額2,783万4,000円、前年度比較123万円の減です。説明欄(1)、村有林整備事業は、前年度比較121万4,000円の減です。令和3年発生 of 風害に伴う被害木整理に伴う村有林整備事業委託料を144万5,000円の減額により計上したことが主な要因と

なっています。

69ページを御覧ください。目9住民活動費は、予算額2,893万3,000円、前年度比較563万5,000円の増です。説明欄(1)、行政区会館維持管理経費は、前年度比較250万円の増です。行政区会館修繕費で79万7,000円の増、管理用備品購入費で144万8,000円の増により計上したことによるものでございます。70ページを御覧ください。(3)、行政区会館改修事業は、前年度比較314万6,000円の増です。北更別区、南更別区、更南区、東栄区、協和区、各行政区会館の屋根改修工事に係る費用を計上したことによるものでございます。

71ページを御覧ください。目10財政調整基金費は、予算額2,504万9,000円、前年度比較3,000円の増です。財政調整基金の積み増し分及び運用に伴う利子分の積立金を計上しております。

目11公共施設等整備基金費は、予算額4万円で前年度と同額です。公共施設等整備基金の運用に伴う利子分の積立金を計上しております。

目12減債基金費は、予算額80万3,000円、前年度比較79万6,000円の増です。減債基金の運用に伴う利子分の積立金を計上しております。

72ページを御覧ください。項2徴税费、目1税務総務費は、予算額386万5,000円、前年度比較2万1,000円の増です。固定資産評価審査委員会運営経費、税務事務経費、村税還付金等の予算を計上しております。

73ページを御覧ください。目2賦課徴収費は、予算額328万4,000円、前年度比較159万1,000円の減です。説明欄(1)、賦課徴収事務経費は、前年度比較271万3,000円の減です。前年度に計上いたしました土地鑑定評価委託料280万9,000円が皆減となったことによるものでございます。(2)、賦課徴収整備事業112万2,000円は皆増です。新たに家屋評価管理システム保守管理委託料を計上しております。

74ページを御覧ください。項3目1戸籍・住民基本台帳費は、予算額1,070万8,000円、前年度比較130万6,000円の減です。説明欄(2)、戸籍住民基本台帳等整備事業は、前年度比較163万1,000円の減で、OA機器保守点検委託料を20万7,000円の増、事務用OA機器更改設定業務委託料を36万3,000円の増、事務用備品購入費を80万5,000円の増により計上いたしました。戸籍システム改修に係る北海道自治体情報システム協議会負担金を304万1,000円の減により計上したことによるものでございます。

75ページを御覧ください。項4選挙費、目1選挙管理委員会費は、予算額35万7,000円、前年度比較5,000円の増です。選挙管理委員会委員報酬など選挙管理委員会の運営に係る経費を計上しております。前年度計上いたしました道知事道議会議員選挙費、村長村議会議員選挙費は、目を廃止しております。

76ページを御覧ください。項5統計調査費、目1各種統計調査費は、予算額92万8,000円、前年度比較61万9,000円の増です。5年ごとに行われる農林業センサスに係る調査員報酬など所要の経費を計上しております。

項6目1監査委員費は、予算額214万4,000円、前年度比較3万3,000円の減です。監査委

員報酬など監査委員に係る経費を計上しております。

以上で総務費の補足説明を終わります。

○議 長 この際、午前11時まで休憩いたします。

午前10時47分 休憩

午前11時00分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款2総務費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 目4地方振興費、非常に多くの項目が入っていて、財源の内訳は58ページにありますけれども、当然(1)から(24)のそれぞれの財源の内訳というのはここには一々記載されていないのですが、それ全部というわけでもありませんが、一番金額の大きい、そして関心の高い更別スーパービレッジ構想推進事業、これは60ページ、(11)にあります。この3億9,978万1,000円の財源内訳についてご説明いただければと思います。お願いします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 斎藤議員のご質問でございますけれども、スーパービレッジ構想の推進事業の財源の内訳でございますけれども、デジタル田園都市国家構想推進交付金ということで国のほうからの補助を活用して事業を推進するものとなっております。実証系の事業といたしましてSociety5.0、移動ですとか物流関係、あとはスマート農業の関係の事業費につきましては……

(何事か声あり)

○企画政策課参事 補助金につきましては、トータルで2億2,869万2,000円の交付金を受けて事業を推進する形となっております。また……

(何事か声あり)

○企画政策課参事 申し訳ございません、訂正をお願いします。先ほどのデジタル田園都市国家構想推進交付金の部分につきましては、2億2,039万8,000円を充当しております。また、寄附金といたしまして、まち・ひと・しごと創生寄附金の充当を行っております、6,500万円の充当を行っており、残りが一般財源となっております。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 すみません、事前に総務課で伺った金額と少し食い違いがあるので確認したいのですが、デジタル田園都市国家構想推進交付金、歳入の25ページにある分、全額ではなくて、ほかの事業にもいっているのです、この事業に対して、今、2億2,039万8,000

円というご答弁をいただいたのですが、先日確認したときは2億2,100万5,000円というふうに私は伺っております。今の数字のほうが正しいということでしたらそれでいいのですが、あと寄附金6,500万円のほかに、いわゆるまち・ひと・しごと創生寄附金、その前年度分の利息1,000円もここに入っているというふうに伺っております。もう一度確認のために、交付金と寄附金と、それから一般財源からの金額を確認のためにご答弁いただけますでしょうか。

○議 長 答弁調整のために休憩いたします。

午前11時05分 休憩

午前11時12分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 大変申し訳ございませんでした。

事業への充当の部分なのでございますが、デジタル田園都市国家構想の推進交付金で2億2,100万5,000円、まち・ひと・しごと創生寄附金といたしまして6,500万円、預金利子1,000円を充当しておりまして、残りが一般財源となっております。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ご答弁ありがとうございます。先ほど最初にちょっと言いかけておられましたので、逆に支出側でSociety5.0やスマート農業などの割り振りについてももちろん計画があると思いますので、歳出側の割り振りについてはそれではご説明いただけますでしょうか、何に幾らというようなこと。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 事業の内訳でございますけれども、自動運転、あと、移動、物流、ロボット配送、あと、ドローンの輸送関係の実証の経費といたしまして5,495万円、ロボットトラクター、スマート農業、あとは、ドローンの開発関係についてですけれども、8,412万1,000円、分散ストレージのシステムの構築といたしまして2,500万円、セキュア通信環境の整備、スターリンク等の強靱化、ネットワークの通信環境の強靱化の整備といたしまして920万円、地域ポイントを含みますどんぐりスタンプのデジタル化の改修工事等で5,595万5,000円、救急搬送時の本人確認サービスといたしまして111万2,000円、維持センターの構築、待ち時間のない医療サービスのシステム改修といたしまして2,172万3,000円、データ連携基盤のシステム保守管理、一部改修含みますけれども、4,000万円、GIS地図データ等のオープン化、開発です。総合窓口サービスといたしまして1,917万2,000円、マイナンバーカードの認証及びマイナポータルへのデータ取得サービスといたしまして126万円、コミュニティナースの事業といたしまして3,348万8,000円、各種サービス運用、ひゃ

くワクサービス等のサービス運用及びシステム保守管理の費用といたしまして5,080万円が事業の内訳となっております。

以上です。

○議長 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 事業の内訳のご説明ありがとうございました。ここでまず全体的なこの事業の考え方についてちょっと質問したいと思います。

村長は、強制的にデジタルの時代が来る。そのときに分からない、やりたくないでは生活そのものができなくなるとおっしゃっています。これは、昨年12月31日の毎日新聞の朝刊、全国版で報道された内容です。私は、村長が根本的に思い違いをしておられるのではないかと質問します。デジタルの時代は来るでしょうけれども、それは便利だから来るので、強制的に来るのではないのではないかと。スマートフォンなら、音声入力は進歩していますから、あした午前に診療所に行くから予約してと言うと予約システムが起動して、10時に予約できました、送迎も予約しますかと答えてくれると。送迎も予約すると。指でスマートフォンを操作するというのは現在の技術です。しかし、今、スマートフォンを使っていない高齢者もあと何年かすればそういう音声で全部できるシステムになると。だから、800台の中古スマートフォンを使ってスマートフォン講座で高齢者を場合によっては苦しめるという理由が私にはよく分からないのです。今、やっているのは、1周遅れのデジタル化ではないかと。20年、30年先を考えるなら、そのときの技術を考えたら、今の中古のスマートフォンということに意味を見出せないのですが、こういった事業の基本的な考え方についてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 ただいまのご質問にお答えをいたします。

スーパービレッジ構想、国で言うデジタル田園都市国家構想でございますけれども、地方と都市部のまず格差の是正を行っていく、モデル地域をつくってデジタル化を図っていくという基本目標がございます。あわせて、デジタルディバイド、高齢者、もちろんこれは国でも問題視されている部分ではございますけれども、それをどういった形で多くの方々にデジタルを普及させていくのか、そういったものも事業を進めながら検討、推進をしていく目的がございます。

スマートフォンのお話がありましたけれども、デジタル田園都市国家構想、更別スーパービレッジ構想は令和4年から3か年をかけて事業を推進していくものとなっております。来年3年目を迎えるわけでございますけれども、来年度の中でも継続してそういったスマートフォンの普及拡大という部分で引き続き事業を推進していこうというふうに事業のほうも予算を計上しております。例えばですけれども、どんぐりスタンプ会のデジタル化によると、マイナンバーカードでポイントを付与する仕組みも構築してまいりました。もちろんスマートフォンでの読み込みによってポイントを付与する仕組みというものもプラットフォーム、ベースは令和5年度でつくったわけでございます。令和6年度は、ポイント



サービスの深化ということで、どんぐりスタンプ会のデジタル化を図ることとしておりますけれども、多くの方に利用していただきながら、現状、どんぐり商品券、どんぐりスタンプの発行額も減少傾向がありますので、改めてそういったデジタル化によって地域の活性化を図りたい。

つまり、デバイスというものは、通信環境と同様になくしてはならないものとなります。それがマイナンバーカードなのか、スマートフォンなのか、より多くのサービスを受けるためにはスマートフォンが有効ではないかという考え方もあって、診療所の予約もできますし、多くのサービスを受けるようにIDを発行して皆様にデジタルの恩恵を受けていただくような内容となっておりますので、今後も、そういった高齢者のご意見多くいただいております。実際に使いにくい、スマートフォンの返納を検討されている方もいらっしゃるわけでございますけれども、今後そういったデジタルディバイドの方への対応につきましていろいろな企業の皆さんかかわっておりますので、普及ですとか勉強会、また、商工会の店舗の方々と連携してそういった企業の皆さんと個別相談会なども実施していこうと思っておりますので、そういった方々への対応はよりニーズに沿った形でサービスの提供をしてまいりたいと思っておりますので、その辺の基本理念と申しますか、格差のない誰一人取り残されないデジタル化の推進ということで普及を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長 3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 質問と答えが大変食い違っているようです。はっきり、今、おっしゃった。それでもやはり普及させたいというのは、それはプロクルーステースのベッドです。プロクルーステースというのはギリシャの神話に出てくる悪党です。通りがかった旅人を自宅のベッドに招いて、はみ出たら足を切り落とす。足りないときは無理やり引き伸ばす。どっちにしても殺してしまうわけですが、そういうことから、道具ややり方、システムを人間に合わせるのではなくて、人間のほうを無理やり合わせることをプロクルーステースのベッドと申します。今のデジ田は、どうもプロクルーステースのベッドをやっているように見える。スマートフォンも時計も自動運転もデリロも、大変不評であるにもかかわらず中止という根本的な改善もなく進んでいる。やっぱりこれは何か違うのではないかと。自動運転とデリロは、自動運転は大変立ち後れているのだから、もう諦めて、上土幌が進んで実用化されるのを待っていいのではないかと、この2点で。デリロは明らかに冬があるここでは実用的でない。そして、スマートフォンについては音声入力、せっかくの予算をもらって追求すべきではないかと、こういうふうに思うのですが、ご答弁お願いします。

○議 長 西山村長。

○村 長 申し訳ないですが、今、斎藤議員さんがおっしゃった理念の問題について、私は予算審議の中でお話するつもりはありません。先ほど言ったスマートフォンの関係とかいろんな部分については、それについては何回も議会あるいは全員協議会の場

でも説明をしていますし、村民説明会等々、行政懇談会でも説明申し上げていますので、そのところをちょっとご理解いただければいいのかなというふうに思います。

細かいこと言いますと、新聞の記事が云々というのありましたけれども、我々は新聞の記事で動いているわけでありませし、そういうような報道はマスコミの方の自由であるというふうに思いますので、一切、私は関知しないところでありますけれども、今、自動運転とか、あたかも何もなっていないようなことをおっしゃいますけれども、今、修繕をして随時運行を始めていますし、デリロに代わる部分も、今、到着をして、やり残した実証についても開始をするところでもあります。そういった点で、またスマホについても、先日、尾立議員さんのご質問にお答えしましたけれども、普及等々に努めておりますし、農業関係あるいはマイナンバーカードの関係とか、いろんなことでしておりますので、その部分ご理解いただきたいというふうに思います。

ここで理念等々の問題はありませし、実際、今、ガバメントクラウドで標準化ということで2025年にやりますけれども、昨日、DX S a a Sというデジタル庁の標準化された部分、要は書かない窓口ですけれども、これがつながりました、村と。それで、デジタルのホームページも、16番目か17番目に北海道更別村運用開始ということで、8月22日より運用開始ということで、いよいよ書かない窓口、1年前に国の標準基準に従った部分について活用させていただいて、いよいよ供用開始するという段階まで来ております。いろいろあるのですけれども、この辺の内訳等々お話ししましたとおりでありますので、私としてはデジタル化とかという部分については避けて通れないというふうに考えています。その部分についての議論をここで申し上げるつもりはありませんので、この部分の予算の部分でこれだけの財源が必要であるというふうなことで、なおかつ交付金を活用するという、あるいは寄附金を活用するという形でご報告させていただいておりますので、その辺についてご理解願いたいと思いますし、細かい点でまた不明な点があれば、随時担当課おりますので、問い合わせさせていただいて、原課に行ってお聞きいただければご納得いただけるまでご説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。

以上であります。

○議 長 斎藤さんの質問が終わりました。

スーパービレッジ関係の質問はここでまとめて受けたいと思いますので、ほかにもしこの件であったら、質問をお受けいたします。

1番、太田さん。

○1番太田議員 まず、新しく今年度から、移動サービスについてなのですが、更別村外の移動サービスを実証しようではないかということで800万、その内訳の中についているのですけれども、これ、更別の、今、さらクルとかでいえば高齢者から移動する場所、病院やらm a . n a . c aやらということである程度限定された場所であるということ、白タク行為ではないのだよな、ということを確認できているのですけれども、村外の帯広とかへの移動サービスとなると白タク行為になるのではないかなとちょっと懸念する

ところがあるのですけれども、その辺の理解はどのようにしたらいいのか、ちょっと補足説明願います。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 地域公共交通の最適化の部分に関連もするかと思うのですけれども、スーパービレッジ構想のひやくワクサービス、デジタル公民館サービスの中に移動の部分入っております。サービスデマンドということで無料のサービスとして提供しておりますので、料金が発生していないということで、企業のサービスの付加価値として提供していることとなりますので、料金を取っていないということで白タク行為にはならないということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 白タクではないということで、サービス内の付加価値ということで理解しました。今、自動運転やらさらクル、いろんなことがあって、そのほかにも村では村民バスや乗合タクシー、村長の執行方針でも更別村地域公共交通計画というところなのですけれども、これを策定していくよ、というところなのですけれども、これどこからどこまでやっていくのかなというところでちょっと質問したいのです。これは、では何かのサービスをなくしていくのかな。例えばさらクル移動サービス、自動運転があるから、乗合タクシーは要らないよとか、村民バスをなくすよ、ということで考えているのか、地域公共交通計画についても補足説明願います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 地域公共交通に関するご質問ということでございます。地域公共交通計画につきましては、現在、法定計画として、更別村地域公共交通網形成計画というものがございます。一昨年の法律改正によって、現在は新しく立てる場合には地域公共交通計画に移行しなければならないというところで、更別村も乗合タクシーを始める際に補助金を使うこともございまして、公共交通の法定協議会を設置して計画を立てているところでございます。今年度新たに改定の計画策定費を計上させてもらっているところでございます。

その交通計画の中で更別村における地域公共交通の在り方、またどのような仕組みにしていくのかというところを登載していくような形になるのですけれども、それに先立ちまして、現在、進められております村民バスと乗合タクシー、この2つが基本的には村としての地域公共交通と位置づけてございます。そのほか、域外に行くのは十勝バスというところが位置づけられているということになっているのですけれども、現在、行っているひやくワクサービスに伴う移動サービスにつきましてはこれらを補完する村内の中での移動手段として今のところは動いているところでございますので、たくさんあるということではございますが、それぞれの村民バス、乗合タクシーにつきましても個々人の利用に関しての細部まで行き届かない部分もあろうかと思いますが、そういったところを特定のサービス利用に送迎サービスがついているというようなところで今のところのご理解いただ

ければなというふうに思います。

また、自動運転につきましては、村内の自動運転自体がまだまだ更別村これからどんどん進めなければならない部分でもございますので、実証の意味合いが強い中で、ドライバーの不足における村内での自由な移動をどうサポートできるかといった観点から取組は進めているところでございます。これが今のところ自動運転自体が更別の公共交通のメインになっていくということにはまだまだかかるかなとは思ってございますが、この後、エリアも広げながら、乗合タクシーや村民バス、またそれを自動化できるのかといった課題にも向けて今取り組んでいるところでございますので、そのようにご理解いただければなと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 更別には様々な移動サービスというものがある中で、やはり住民、特に高齢者の中にはサービスがあり過ぎて分からないことが分からない、何からなのかが分からないということもありますので、その辺も十分注意しながら進めていただければなと思います。そのほかにもさらクルの移動サービスをしている中で、待ち合わせの時間になっても相手方がいらっしゃらないと、相手方というか、お客さんですよ、ちょっと勘違いしていたりだとか、何かそういったこともあるようですので、その辺も分からないことが分からないようなことがないようなことに十分していただきたいなと思っております。

加えて、今のは移動サービスなのですけれども、全体のことについて、スマホの相談窓口とか、いろいろな相談窓口があるのですけれども、全体的な総合窓口というのですかね、今の移動サービス一つにしても分からないことが分からないから、何聞いていいか分からない人がどこに問合せをしていいか分からないという現象が、今、ちょっと僕耳にしますので、今月の広報見ても、スマホの窓口とか、そういったのはあったのですけれども、全体的なよく分からないけれども、ちょっと問い合わせたい総合的な窓口というものをぜひつくってというか、もうあるのかもしれないのですけれども、そういった総合窓口だよというところをぜひ住民に発信していただければと思います。

もう一つ、次なのですけれども、ひゃくワクのサブスク化ということで1,980円、これで安く、無料でスマホが利用できるよとか、ほかのサービスが利用できるよということで、高齢者の関心も高いようなのです。特にスマホを安く、無料通話できるというところで、ああ、いいなと考えている人もいるようなのですけれども、僕、すごく懸念することが新しいキャリアに乗り換えるということは相当手続要りますよね。その手続の観点は十分できていけるのか。万が一、大体、国の事業を年ごとにこうやって見ていって、継続していった中でできているのか、できていないのかというところで、途中でこれは査定から落ちるよとか、そういったこともあり得ないことではないと思うのですけれども、万が一このサブスクの無料通話のところ使えませんかよと後々になったときに、では利用した高齢者の方々スマホ替えてよとなったときに、すごい手間が待っているのではないかなということ

を懸念するのです。というのは、僕たちが普通にキャリアを替えるだけでも一日がかりでデータ移行させたりするのですけれども、その辺の1,980円に無料サービスをつけたことによって、その後にデメリットというのですかね、万が一何かあったときの危険性というか、高齢者がこんなことしなければよかった、失敗したと思うようなことがあればいけないと思うのですけれども、その辺の危機管理というか、その辺はどのように考えているのか、補足説明お願いいたします。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 まず、総合窓口の件につきましては、ご意見を参考に周知の部分も含めまして広く周知したいと思っておりますので、また改めて広報等で発信していきたいと思っております。

スマートフォンの乗換えの関係でございますけれども、高齢者の方、3月9日の土曜日に高齢者に向けてスマートフォンの乗換えについて、通信キャリアの方を迎えて説明会のほうをさせていただきました。多くの方に参加いただいたわけなのですけれども、手続きが非常に煩雑です。例えば番号の引継ぎ、違うキャリアに移る際の手数料の関係ですとか、乗換えの関係ですとか、あとは利用に関する規約の関係等々非常に複雑なものとなっております。ですので、そういった高齢者の方が失敗したというふうにならないように、今後通信キャリアの方々に来ていただいてしっかりとその辺は説明していただくように今調整をしているところでございます。今月でいきますと28日にも村内でスマホの相談会ということで開催をさせていただこうと思っております。それは、時間を多く長く取って、個別に対応できるように通信キャリアの方に張りついていただいてしっかりと説明をさせていただこうと思っております。

今後、先ほどの総合窓口の件に付随するかと思うのですけれども、デジタル化によって、分かりにくいそういった規約の関係だとか、手続きの関係というものが多く発生するところは懸念材料として私たちは考えておりますので、今後、普及もそうですし、拡大という部分でそういった企業の方々に来ていただいてしっかりと説明をしていただきながら、納得していただいて乗換えなり、スマートフォンを持っていただくようにしていただくと考えておりますので、議員ご指摘のとおり、そういった不安材料を抱える方多くいらっしゃるから、丁寧にまた説明のほうはさせていただこうと思っておりますので、どうぞご理解のほうをよろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 質問に先立ちまして、2つご教示いただきたいことがあります。1つは、スーパービレッジでさらクルとの関係で、お仕事として運転していただいている方に幾らぐらい、どんな形でお支払いになっていらっしゃるのかという点です。

2つ目は、そういう申込みをされるに当たっての連絡の方法です。スマホを借りていただいたり、アプリを登録して、それだけで連絡をしてさらクルが利用できたりするのか、

それともそれ以外の方法もあるのかを教えてください。

○議 長 ただいまの質問の件なのですけれども、最初の部分は、ちょっと個人のことに関わりますので、答えかねます。

さらクルのスマホの2問目のことに答弁していただきたいと思います。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 さらクルの利用の方法でございますけれども、デジタルで予約等ができるようになっておりますので、もちろんスマートフォン、パソコンからの申込みがベースとなっておりますが、多くの方に利用していただくという観点から、現在、電話でも受け付けて、利用のほうをできるようにしております。今後そういった方にデジタルの便利さを伝えながら、また改めてデジタルの普及という感じで展開ができればというふうに考えておりますので。

以上でございます。

○議 長 4番、尾立さん。

○4番尾立議員 ありがとうございます。先日、さらクル、私も利用させていただいたときに運転している方から聞いたことをお伝えしたかったので、先ほどお金のことを挙げました。お金のこと抜きでお聞きします。更別のひゃくワク等々のIDを持っていらっしゃる方の中には、かなり小さいお子様が含まれているはずなのです。運転手の方がおっしゃるには、お子様だけを乗せられる場合があって、お見守りも含めて非常に心もとないと、そういう運転手さんが見守りもしなくてはいけないとなりますとかなり責任が大きくなっていくところではないかと考えます。他方で自分が小さいときに電車に一人で小学校1年生ぐらいのときに乗れた喜びというのがありますので、乗り物で移動できる小さいお子さんの足があるというのは、それはいいことではないかと思うのです。そういう小さいお子様が一人で保護者抜きで乗られるようなことについてのお考え、あるいは、今後の方針とかお聞きできればいいなというのが先ほどの質問の部分です。以上です。それが例えば予算の中に見込まれていくのかどうかとかです。

○議 長 ただいまの質問は、村の事業としてさらクルというか、任せている部分もありますので、今、ここで村が答えれる部分があれば答えてもらいますけれども、答えれる部分がないのであれば、無理して答えはできないと思うのです。

(「見守り分の予算があるかどうか聞いているだけなんですよね、それだけのことだ」の声あり)

○議 長 この件につきましては、後で回答もらうことでよろしいでしょうか。

○4番尾立議員 構いません。

○議 長 では、次に進めたいと思います。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 63ページお願いいたします。

○議 長 ちょっとお待ちください。

スーパービレッジ関係で。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 先ほど大変時間を取ってしまいましたので、同僚議員の質問もあると思って一旦止めましたけれども、なお、お聞きしたいことがあります。このほぼ4億円の予算、昨年2月末に登記されて、現在の事業を行っている合同会社ソーシャルナレッジバンクに渡されて、そこで事業が行われるということであると思います。そこで、この会社のガバナンスはやっぱり大変大事なことなので、ここで村が把握している範囲でお答えいただければと思います。これについては、昨年6月の本会議でも質問したのですが、質問回数が非常に増えまして、回数を減らすようにというような議長からの要請もあって、そのとき十分質問できなかったこともあります。今回は3点到ります。

まず、手続上のことですが、昨年2月27日に4団体で設立されたこの会社は現在9団体が業務執行社員となって、更別村と更別村内に本社のある地元企業2者と帯広市の企業1者と、そして今回の事業をやるために外から来ている株式会社長大をはじめとする5者、合計9者で資本金850万円と、更別村がそのうち約1割を出資しているということも前に質問で伺っております。当初4団体で設立された会社が昨年3月31日と4月6日に新たな業務執行社員を迎えて現在の形になっております。しかし、3月末日と、それから4月6日の業務執行社員の加入、増資の登録は6月12日となっております。会社法915条は2週間以内の登記を義務づけておりまして、違反した場合の罰則もございます、実際適用されることはまれですが。登記された6月12日は、私が一般質問した6月6日の翌週の月曜日です。私が質問していなかったらもっと遅れていたのかもしれませんが。登記簿は、会社が存続する限り永遠に残ります。将来この会社が他地域に進出しようとするとき、登記が遅れていたというようなことはプラスになることはないわけです。このような遅れの経緯、ちょっと時間がたってしまいました、会社のガバナンス体制に関わることで、ご事情を説明できるのであれば、今、お願いいたします。まず、これ1問目です。

#### ◎動議の提出

(「議長」の声あり)

○議長 はい。

○1番太田議員 休憩を。

○議長 ただいま太田さんから休憩動議が出されましたが、ほかに賛成される方がおれば休憩いたしたいと思いますが。

(「賛成」の声あり)

○議長 賛成者がおりますので、暫時休憩いたします。

午前11時48分 休憩

午後0時03分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第2 議案第23号ないし日程第7 議案第28号(続行)

○議 長 先ほど斎藤さんから3つに分けて質問あると言いましたけれども、端的にまとめて質問してください。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 ありがとうございます。それでは、端的にまとめます。まず、この会社は、先ほど説明したように業務執行社員9団体のうち6団体が村外に本拠を持つと、村外に本拠を持つ会社が議決の過半数を占めるという状態です。また、その代表社員、いわゆる社長はこの事業でソーシャルナレッジバンクと契約を結んで、事業実施に対して当然支払いを受ける長大が代表社員である。こういういわゆる利益相反、一人の人間が両方の立場を代表する。これ神様でなければできないことです。それなので、利益相反というのは原則的にはいけないことになっています。こういう点で、昨年6月にも質問いたしましたが、その後の事業の進展を見てもやはり村外の会社が過半数を占めているということが村民の声を届きにくくしているように思うので、この会社の体制は不適切ではないかと私は考えているのですが、これについてももちろん予算を出している以上適切であるというふうにお考えなのだと思いますが、念のためお伺いしたいと思います。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 これは6年度の予算についての審議でありまして、現在、6年度予算には合同会社の出資金等の予算は盛り込んでおりません。

以上です。

○議 長 ここで昼食のため午後1時半まで休憩といたします。

午後 0時05分 休憩

午後 1時30分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど保留になっておりました尾立議員からの質問の中でスーパービレッジ構想推進事業の見守りに関する予算に対する答弁について今野企画政策課参事より発言を求められましたので、これを許します。

今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 申し訳ございません。尾立議員からの質問のさらクルサービスの乗客の見守りの件でございます。乗客の見守り、安全の面に関しては、十分安全運行に資するように配慮するということでも村のほうからもお話のほうはさせていただいておりますので、ご理解を賜ればと存じます。



以上でございます。

○議 長 尾立議員、よろしいでしょうか。

○4番尾立議員 はい。

○議 長 それでは、これでこの件は終了いたしました。

◎発言の訂正

○議 長 ここで、休憩中に先ほどスーパービレッジ構想推進事業の齋藤議員の質疑における答弁の訂正について西山村長より発言を求められましたので、これを許します。

西山村長。

○村 長 大変失礼しました。私、デジ庁の自治体窓口、DX SaaSということで昨日よりつながったということで、書かない窓口の利用が8月22日と発言したのですけれども、間違いでございました。3月22日、今月の22日からサービスを開始するというので訂正させていただきます。大変申し訳ありませんでした。

以上です。

○議 長 この件は終了いたしました。

◎日程第2 議案第23号ないし日程第7 議案第28号（続行）

○議 長 それでは、スーパービレッジ構想関連の質問につきましてほかありますか。

（なしの声あり）

○議 長 なければ、次の質問に移りたいと思います。

（何事か声あり）

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 スーパービレッジ構想の関係含めて様々な事業を一生懸命何とかやっついこうということで取り組んでいただいているのはいいのですが、先ほどありましたどんぐりスタンプのポイント制というところで、マイナンバーカードとひもづけていくよということで、これはどうしてもシステム構築とかいろいろが出てくるので、相当金額がかかっていくというのは十分理解できるのです。ただ、これを活用して地域の活性も含めて増やしていくよという形ではいくのでしょうか、使える場所のところ十分に増やしていけるのか、現状のままなのか、減るのか、ここがなければ活性化にもくそにもならないので、システムだけはつくりましたけれども、参加者は全然いませんよと、これでは全然意味がなくなってしまうので、その辺の予算的に何件ぐらいの参加者を予定していて、どのような形でやっていくのかということだけちょっと説明いただければ。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 どんぐりスタンプのデジタル化の関係の質問ということでございますが、システム改修等に関しては来年度5,595万5,000円の予算を計上しているところでございます。議員ご指摘の商店の加入者の関係でございますけれども、今も商工会の事務局役

員、また、どんぐりスタンプ会との会話を進めているところでございます。できることであれば、どんぐりスタンプ会加入者の皆様には商店の皆様にご協力をいただきながらデジタル化の普及ということでシステムの導入をお願いしたいと考えているところでございますが、協議している中では、高齢者の方が、システム導入に難しいのではないかと、という声もいただいているところでございます。その辺の普及という意味で、商店さんの加入については今後も検討する課題が多数あるということで、またどんぐりスタンプ会の皆様にもご説明をさせていただきながら、細かなシステム自体の話もしていかなければいけないですし、どんぐりスタンプ会の運用の面でも非常に複雑な制度にならないように、簡単な仕組みでシステムが構築できるように配慮するように、今、要件の定義を行っているところでございますので、また、既存の皆様が皆さん使っていただけるように現状は考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 説明ありがとうございました。でも、ただいま、どんぐりスタンプ会も30切るぐらいの会員数でやっていて、商工会に加入していない事業所もあったり、スタンプ会に入っていない事業所もたくさんあって、それらの取り込みを考えると、それをスタンプ会に委ねるのか、商工会に委ねるのか、その辺はすごく難しいところで、そうなるとスタンプ会の再構築をしなければ、多分、どんぐりスタンプ会としては対応できないのだと思うのです。やる人、やらない人がいて、さらにやりたいよと言って会員になっていない人もいますよ。そこまでどんぐりスタンプ会にお願いするのと、それは村側が対応してくれるのか、その辺のいろんなことをしないと会員は絶対増えないし、利用する場所は増えないので、問題はそこなのだと思うので、だからどこまで地域全体、更別村全体を活用できるようにするつもりでいるのか、問題はそこの目標というか、そういうものを踏まえた予算づけにちゃんとなっているのかどうなのかというところを確認したいというところです。

○議 長 今野企画政策課参事。

○企画政策課参事 議員のおっしゃるとおり、利用できる店舗の数というところでは確かに商工会と差が、加入されている企業の皆さん、入られていない方もいらっしゃるということで認識はしているところでございます。デジタル化によるメリット、デメリットという点で、やはり手数料の関係もあるかと思えます。ですので、デジタル化によっていかに手数料を下げていく。もしくは、一番いいのはもちろんかからない方法を取れるのが一番いいとは思いますが、その部分についても、今、検討しているところでございます。そのメリットを生かしてデジタル化、システムの導入ということで商店さんの方々に利用していただければなと思えますし、現状、どんぐりスタンプ会の流通量も減ってきているというふうに向っております。ですので、そういった意味でデジタル化によって地域に消費される金額が大きくなれるように、皆さんと協力して地域の活性化に資するよう

に多くの方々に導入していただけるように村としてもやっていきたいと思っておりますので、ご理解をいただいて商店さんの加入を増やしていきたいなと思っております。

以上でございます。

○議 長 ほかスーパービレッジ関係ございませんか。ありませんね。

(なしの声あり)

○議 長 では、ほかの質問を受けたいと思います。

5番、小谷さん。

○5番小谷議員 63ページお願いいたします。項1の総務管理費、目4地方振興費で説明欄(20)、乗合タクシー運行事業でございます。令和3年度10月1日から約2年半が経過いたしましたして、今度は内容が全村民、全域にわたるといふふうにお聞きをいたしております、広報にも掲載がされておりますけれども、補足の説明を受けたいと思います。お願いいたします。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 乗合タクシー運行事業についてのご質問でございますけれども、ただいまのご質問の中にもありましたとおり、今月、3月11日配布の広報さらべつの中でも事業が拡充されますということで周知をさせていただいているところでございます。見直しに当たりましては、これまで令和3年の10月にスタートした乗合タクシー運行事業は、農村部のいわゆる交通弱者の方々が更別市街に赴くために不足している足をカバーするという目的で、農水省の補助金を受けて、当時、実証事業としてスタートして本運行にこぎ着けたところでございます。当初は、農村部から市街地という限定でございましたので、この2年半運行した中である程度農村部の中で交通の便が確保ができない方のカバーができたかなというふうを考えてございます。

また、その数値がこの2年半で実際に利用されたことのある方は実数で39人いらっしゃいます。いろんなサービス利用の送迎が始まったりしているものをご利用されていた方が使われなくなったりということで、減少傾向に今年度はあります。そうした中で、タクシーの確保につきましては平日の日数、年中の日数全てを確保するために委託契約をしてございまして、実際にそれらの方々の運行している時間が総体的な事業の提供時間のおおむね3割弱程度にとどまっているところでございます。7割については、休んでいる時間といいますか、動いていない時間となっております。当初は、農村部における交通ニーズがどの程度あるのかというところで、農村部、市街地のみとしておりましたが、2年半たって状況が落ち着いてきているのかなということを受けまして、この7割を有効に活用すべく、更別市街から農村部への移動も可能とし、また農村部から農村部への移動も可能とする。いわゆる全村、通常のタクシーと同様なご利用ができるような形態に見直しをしてまいりたいと考えているところでございます。

運行時間等についてはこれまで同様変わらず、変わりませんので、午前と午後それぞれご予約をいただいてということになります。これまでは予約については朝一番の8時半に

動く便については前日の夕方までの予約が必要でしたが、今後はご利用の目的地到着時間の45分前までに、朝でも6時でもタクシー会社は24時間アナウンスしておりますので、受け付けることができるということで、予約の方法もこれまでよりはしやすくなっているのかなというふうに改善しているところでございます。

なお、委託料については、先ほどの説明の中で前年度より値上がりしているところではございますが、こちらにつきましても、実際のタクシーの借り上げ運賃の算定につきましてはタクシー会社が提供している、今、うちが使っているワゴン車の1時間当たりの単価、通常借りる場合の、運転手つきで借りた場合の単価、これをベースに、おおむね6割程度の金額で算定して委託契約をしてございます。その運行会社が提供している単価が令和5年度から実は値上げしているのですけれども、本村との契約については4年度の単価で据置きをしてもらっていたところでございます。今般、運行の拡充に合わせまして現行の提供している価格に単価がちょっと上昇したということがございまして、金額のほうが上がっているところではございますが、運行内容を拡充するために何がしかの委託料の増加になったというよりは、もともとの単価がそもそも改定になっているというところが大きな要因となっているところでございます。

おおむね、ちょっと雑駁ではございますが、以上でございます。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 詳しく説明をありがとうございました。これから全村ということでございますので、農家同士でも移動とか、それから市街地の方も使えるということでありますので、広報には載りましたけれども、まだまだ使えないのではないかと、多分、最初の頃から2年半たったというのもありますので、周知のほうもしっかりしていただきながら、村民の皆さんに使いやすいものであってほしいなと思っております。

ありがとうございました。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 関連というか、乗合タクシーの関係でちょっと気になったことがあるので、改善に向けてという部分も含めてご質問させていただきたいと思います。

この乗合タクシーについては、2年半経過してということで、タクシーの停車場所といえますか、非常に停車している休憩時間の中で止まっている場所がばらばらなのです。確かにどこで休憩しようかということがあります。自由だという部分もあるのかもしれないのですけれども、農村公園の駐車場であったり、すももの里の駐車場であったりと、非常に多岐にわたってというか、止まっているということで、ある意味では乗合タクシーですから、それなりに需要があって運行しているという部分は評価できるのですけれども、待ち受ける時間帯と待ち受ける場所というのはやっぱりある程度行政指導の中でしっかりとここだということに定めてあげたほうがいいのではないかと。申し訳ないけれども、見た目非常に、あっちへ止まったりこっちへ止まったりということで、何か、ただふらふらしているふうに見られるという部分、悪く言えばですよ。そういうふうに見られがちだとい

う部分があるので、ある程度、目立つ目立たないは別にしても、やっぱり一定の駐車場を提供するなりなんなりという配慮も必要だと思うのですけれども、その点の見解だけはお願ひしたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご指摘いただいた件でございますけれども、特に待機場所、委託の中では特定の場所を確保して指定をしているということは現在のところございません。おっしゃるとおり、あちこちで見受けられることがちょっと誤解を招くということであれば、おおむね幾つかの場所の中から指定するということも考えられないことはないかなと思っておりますが、待機場所につきましてはドライバーの休憩時間、昼食時間等も考慮といえますか、含まれた停車時間になってございまして、ドライバーによってはお弁当を車の中で食べられたりしている方もいらっしゃるということもあったようには聞いてございますので、場所については車内で飲食している状況があまり見られない場所を選んで止まられている方もいらっしゃるのではないかなというふうに推測はできる場所ではございますけれども、一定程度そのための場所を村のほうで用地を確保するというのはなかなか難しいかなというところで、公共駐車場の中でどこかを使っただくという形にはなっているのですけれども、公共駐車場も場合によっては混み合っている場合があったりすると別な場所に行ったりとかされることもあるのかなというふうにも思いますので、なかなか限定するということまではいかないかもしれませんが、おおむねある程度目ぼしいところを幾つか、こちらのほうから使ってもよさそうなところを指導してまいりたいというふうには考えてございます。委託の中に特定の場所を設けるというのは、ちょっと難しいかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ご回答いただいたのですけれども、お昼の休みだとか、お昼休みは絶対取れという形になっていますので、運行の規定上の中でも委託の中でもなっていますので、それはそれで理解できるのですけれども、たまたま10時頃だとか午後の2時半だとかという部分が、休憩時間というよりもそういうところで人目につくところで停車しているというのは、村が委託して乗合タクシーとして委託しているという部分から見ると、何か中途半端な時間に中途半端に目立つところで、公は公かもしれないけれども、そういうところで休憩するというのは見た目にあまり好ましい状況ではないというふうに私自身は思っていますので、その点の改善はしっかり図ってほしいと思います。契約に入っている、入っていないでなくて、お昼は多分どこかここかで1時間なり1時間半なり休むというのは、それは周知していますから、ただ、営業時間中にそういうところに、目立つところにいるということ自体が問題あるというよりも、ちょっと見た目はよくないかなというふうな、委託しているほうの立場としてもあまりよくないかなと思うので、固定はしなくてもいいけれども、ある程度数か所用意してあげるというのも僕は必要だと思いますので、ぜひと

もその点の検討というよりも、ぜひともその部分の実行をされるようお願いしたいというふうに思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ちょっと私のほうで捉え方があれで、お昼休みを含めたお話をしているのですが、先ほど小谷議員のご質問にもお答えしましたとおり、実際の稼働時間が3割程度しかなくて、要は7割休憩されている。運行していない。休憩というのが、運行していない時間が大半を占めているというところから、運行時間中でありながらというご意見も理解はできるのですが、予約運行型ですので、当然予約の入っていない時間帯は村内で待機をしていただくことになっていますので、必ずどこかここかで、丸一日利用の入らない日もありますので、そのときには一日中お客さんがいないので、どこかで待機しているということになります。そういった予約運行型を村内の中で1台確保するということから、ある程度動いていない時間帯が存在するのはご理解をいただかなければならないかなというふうにも思っていますが、そういったことの改善も含めて、利用が増加するように4月以降拡充をしてみたいと思いますので、動いている時間が長く、止まっている時間が短くなるよう利用促進にも努めてまいりたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 53ページ、説明欄(8)、出納一般事務経費の部分で、午前中の説明で一般事務補助員置かないということで説明がございました。なぜ置かないことにしたのか、その辺の理由について補足説明お願いいたします。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 会計年度任用職員の配置の点で昨年度に比較して減額したところは、住民生活課の出納に、今、配置をしているパートタイム会計年度任用職員ですが、この分は今年度の予算では皆減となっております。そもそも住民生活課の出納係のところでは配置していた会計年度任用職員は、当初、出納課に配置されている職員に応じて1名を配置していたところなのですが、今は住民生活課の出納係には課長補佐と係長と2名配置されておりますので、今回、配置をしないということで、予算のほうは減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 もともとの出納部署の関係なのですが、昔は収入役がいて、職員2人がいて、窓口には農協職員が指定金融機関ということで入って業務をやっていたというふうに思っております。今、逆に、会計管理者が住民生活課長も兼ねているという状況の中で、なおかつ、様々な例えば公営企業会計の導入ですとか、あるいは、電子決裁の導入など様々な業務も増えてきております。その中でこのような形で減になったことに対して、

私、非常に不安なような気持ちもあります。この後、減になった状況で令和6年度を迎えることになると思うのですけれども、その辺について大丈夫だとは思っているのですけれども、どのような配慮があるかというか、その分のところの考え方をお聞かせ願いたいなというふうに思っております。

それと、私の記憶違いなら申し訳なかったのですけれども、以前、農協さんから、職員が撤退したときに村民に迷惑がかかるからということで、たしか農協さんから補助金をいただいて窓口業務していられたような気がするのですけれども、その辺の状況って分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 業務の状況ということでございますけれども、確かに今まで会計年度任用職員1名配置していたところは減員ということになりますので、業務の状況とかは今後も確認しながら状況を把握してまいりたいとは思いますが、今のところ、会計年度任用職員1名減でも業務は大丈夫であろうという判断の下、会計年度任用職員の報酬等については減額をさせていただいております。

それから、農協から毎年ご寄附をいただいているのですけれども、その当時ご寄附をいただくようになった経過はあるのだろうかとは思いますが、現在のところ寄附としていただいているそのご寄附は、例えば、今まで配置していた会計年度任用職員の報酬の財源にしていたりとかということはありませんで、それは農業振興ということで使用させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ご答弁ありがとうございました。すみません、私の勘違いで。農協職員さんがなくなったことで1人つけるというようなことで進めていたのかと思っていましたので、大変申し訳ありません。

最初のほうの質問の中で、いずれにしても一般補助事務員がいなくなるということになり現場にも負担がかかると思いますので、その辺は十分注視して対応していただきたいと思っております。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 51ページ、説明欄(4)、総務管理一般事務経費の中の旅費、または交際費、村長交際費などについてなのですけれども、これ、ニュースとかでもほかの市町村で出張があったときの飛行機乗ったときのマイルについて個人利用しているのではないかなんていうことがあったりもしたのですけれども、今、村では、そのマイルに関しての取決めがあるのか。村長はそういうことはしていないのだろうか、という前提でももちろん聞いているのですけれども、確認の上で、何かそういったことのまず取決めはあるのか、公務員としてそういったものを使ってはいけないとか、そういったことがあるのかなというこ

とで、今後、効率的な使い方ということも十分考え、マイナスばかりではなくて効率的な使い方ということも考えられるので、ちょっとその辺確認したいのですけれども、どのような取扱いになっているのでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 航空機に搭乗したときのマイルですけれども、これの取扱いについて具体的な取決めをつくっているという状況ではございません。いい面もあるのではないかと、そういうご質問でしたけれども、そういうこともあるとは思いますが、基本的には公務で出張した際のマイルというものは個人的には使用するべきではないだろうと考えております。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 そういったことであれば、個人的な使用は駄目なのであれば、そのマイルをためて、それをある程度たまった段階で村長の公務としての出張のときに使えば旅費の削減になるかなというのが1つと、もう一つ、マイルがたまったものって飛行機以外にも空港内とか物買ったりできますよね、そういうので本当にプラス面で考えれば、職員のやる気につながるわけではないですけれども、何か物買って有効的に利用できる方法はないかなと。決して、僕、マイルが個人利用は基本的にはだめだよというのは分かるのですけれども、だからって全く何もしないというのも何かちょっと僕の中で腑に落ちないことがありますので、その辺ルールある程度取り決めていけば、村長だけではなくてもほかの職員さん出張行ったときにこういうのでみんなの課の人にちょっと食べてもらうのにお土産買おうかな、それが一つやる気につながれば僕はプラスだと思いますので、その辺も検討していただければなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議 長 末田総務課長。

○総務課長 ご質問は、恐らくマイルを利用して旅費の低減につなげるということなのだろうとは思いますが、そういったことが可能なのか、必要な調査をちょっとしてみたいと思います。

以上でございます。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 先ほどと同じページなのですけれども、63ページで目4地方振興費の説明欄の(22)になります。地域創造複合施設整備事業で、確認だけで構いませんので、一般会計予算資料の2ページでございますけれども、外構工事ということで舗装、構造物撤去、緑化ほかということで構造物撤去と書いてございましたので、確認の意味でお伺いをさせていただきます。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまご質問いただきました地域創造複合施設整備事業についてでございますけれども、令和5年度に外構工事を行うということで実施設計をさせていただ



たものでございます。今年度行われます工事の内容につきましては、基本的には、路盤と  
いいますか、本当に外構、周辺環境整備というような形で、現状、村が引き取った後、  
若干の手を入れて柵の撤去だとかをしてはいるのですけれども、例えば、その柵の土台が  
残っていて、これが凍上で上に上がってきてちょっと危なかったりだとかという状況も見  
受けられるようになってまいりましたので、こういったものを全て撤去する。また、旧開  
発事業用地の門がまだ残っているところもございまして、それも撤去させていただきたい  
と思っております。

また、施設内部の舗装面につきましても相当傷んでおりまして、車両が通行する部分で  
車両に損傷の危険があったり、通行する方の足元もちょっと不安定になるという状況もご  
ざいますので、車両乗り入れ部分の舗装、また、車両乗り入れない部分の舗装、また、建  
物周辺の雑草対策として防草シートを敷いて、その上に砂利、石上げをするといったよう  
な形で草が、雑草が生えてこないように建物周りの措置をします。また、バス路線側、南  
1線側の昔は花壇だったのかなと思われる歩道から建物側にちょっと盛り上がった土の、  
今、草が生えている場所があるのですけれども、こちらも平らにさせていただきまして、  
こちらは芝で緑化をしたいなというふうに思っております。そういったもろもろの工事、  
また施設内にあります樹木も傷んでいるものがございまして、施設周りにあるもの、また  
勤労者会館の裏側にあるもの、施設の中庭にあるもの、この中からただいま指定管理を行  
っておりますオカモトさんの意見も聞きながら、残す木は残して、処分する木は撤去する  
というようなことも撤去の中には含まれているような形でございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 68ページ、説明欄(6)、公用車両購入事業なのですけれども、先日、村  
長から村の執行方針で電気自動車の普及促進ということでお話がございました。今回、購  
入する車両につきましては、その辺の執行方針に沿った車両なのかどうかという部分につ  
いて説明お願いいたします。

○議 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 ただいまご質問いただきました来年度の公用車両の購入につきましては、  
来年度は2台更新を予定しております。いずれにつきましてもハイブリッド車としてい  
るところでございます。村政執行方針の中では電気自動車の件につきましても触れられて  
いたところではございますが、電気自動車を導入した場合のメリットといたしましては走行  
中はCO<sub>2</sub>を排出しないですとか、災害時における停電時の際は非常用電源に使用できる  
などのメリットが言われているところではございますが、逆に課題といたしまして航続距  
離の問題ですとか、またよく言われているのが充電設備の普及状況などについても課題  
として言われているところでもございます。自動車ですので、村内だけの使用ではなく、  
村外、場合によっては長距離での使用も当然ありますし、また、災害時の有事の場合  
には昼夜問わず急な使用も想定されるところでもございます。その際、充電完了までの時

間が長いなどと言われておりますので、そういったところにつきましても災害時の対応としても危惧されているところでもございます。

ただ、課題点全て解消いかずとも、メリットやデメリットを総合的に判断しまして導入していくこともしかるべきというふうには考えるところではございますが、来年度につきましてはそういった課題も踏まえましてハイブリッド車の導入とすることとしております。以降につきましては、状況を見据えながら電気自動車の導入等につきまして検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 地方振興費ということで、ページ数はないので言えないのですが、先ほどの説明の中で人材育成と東大の連携等も含めて事業は終了いたしましたということで、予算づけはされませんよというような説明があったのですが、人材育成に関してはやっぱりこれは継続すべき事業なのではないのかなというふうに思うのです。続けるからこそ人材育成になっていくのだと思いますし、終了というのがちょっと理解しづらい部分があるかなと。それで、款が違って、民生費のほうで、今度、起業や何かのほうが多分出てくると思うので、そっちの関係もあるのでしょうかけれども、それを進めるためには人材育成が必要なのですよ。せっかく新たな項目の事業展開をしましょうということで起業、創業の事業費も増やしてやろうという中で、その人材育成についてはもう事業が終了したので、終了ということなので、その辺の在り方というか、予算づけしなかったところというか、その辺をちょっとご説明いただければ。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 人材育成事業でございますけれども、現在、今年度まで行っていた人材育成事業につきましては令和3年度から令和5年度までの3か年、地方創生推進交付金、現在はデジ田の交付金になっていますが、こちらを活用して実施をまいりました。その前段では、熱中小学校事業で5年間継続していた経過もございます。それと引き継ぐような形で3年間交付金を追加でいただいて実施をしてきたところでございますが、今回、交付金の期限が切れてしまったというところと、現在、取り組んでおりました人材育成事業の中で人材育成推進協議会を設立して関係機関の皆様のご意見も聞きながら事業については取り組んできたところなのですけれども、なかなか各団体のほうから求める人材に沿ったテーマ、そういったものの抽出が思うようにいっていないのが実態でございます。そういった中で、交付金が切れるというところもございまして、一旦事業については一区切りとさせていただいて、ご指摘のとおり起業、創業に向けた人材の育成については引き続き取り組んでまいりたいというふうには考えてございますが、当面、財源の確保ができない間は財源のかからないように関係機関、また、住宅金融公庫さんですとか事業承継センターさんですとか、そういったところと連携をしながら努めてまいりたいなというふうに考えているところではございます。

以上でございます。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款2総務費を終わります。

款3民生費に入ります。

補足説明を求めます。

新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 それでは、款3民生費について補足説明させていただきます。

まず、78ページ御覧ください。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費は、予算額2億3,170万2,000円、前年度比較1,301万2,000円の減額となっております。主なものは、説明欄(1)、社会調査委員会運営経費32万8,000円の増は、3年任期の中間年で実施します道内研修経費が主なものとなっております。80ページを御覧ください。説明欄(7)、社会福祉センター維持管理経費は106万2,000円の増額で、主に節10需用費、燃料費で36万4,000円の増、エレベーター部品交換を含む修繕費で18万5,000円の増、委託料、各種施設管理委託料で最低賃金の改定などにより52万円の増などとなっております。81ページを御覧ください。説明欄(8)、憩の家維持管理経費は61万5,000円の増額で、主に節10需用費、光熱水費15万7,000円の増、屋外鉄骨柱の塗装を含む修繕費18万7,000円の増と環境対策として樹木整備委託料20万円の増などとなります。82ページになりますが、説明欄(10)、屋内ゲートボール場維持管理経費は14万5,000円の増額で、主に節10需用費、消耗品費、燃料費、光熱水費の増などであります。83ページを御覧ください。説明欄(11)、公用車維持管理経費36万8,000円の増は、保健福祉課で管理する公用車3台の車検整備経費が主なものとなります。84ページになりますが、説明欄(12)、社会福祉事務経費86万9,000円の増は、パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当で52万4,000円の増、障害者相談支援従事者研修経費で普通旅費、研修負担金で18万7,000円の増、新年度策定の地域福祉計画策定経費で印刷製本費、郵便料などで15万8,000円の増などとなります。説明欄(14)、福祉扶助経費は74万1,000円の増で、前年度補正予算で実施しております介護タクシー利用者への人工透析通院費用助成分の増が主なものとなります。85ページになりますが、説明欄(15)、社会福祉活動補助金等370万6,000円の増は令和6年度北海道障害者スポーツ大会市町村負担金で15万8,000円の増、社会福祉協議会助成金354万8,000円の増は職員人件費の増額が主なものとなります。説明欄(16)、障害者総合支援事業は、節19扶助費、障害者介護給付費の給付見込みなどで1,036万円の増額となります。87ページ御覧ください。説明欄(19)、ひとり親家庭等医療給付事業経費は、節19扶助費のひとり親家庭等医療扶助費の給付見込みなどで59万8,000円の増額となります。88ページになりますが、説明欄(20)、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金は、国保事業勘定の法定ルール分の繰出金で212万2,000円の減額です。説明欄(24)、社会福祉施設整備事業は、障害のある方の住まいの場、福祉ホーム整備に伴い実施設計を行うもので、引き続き自立支援協議会など関係者との意見交換等を行

いながら取り進めてまいりたいと思います。89ページになります。説明欄(25)、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金事業、給付金・定額減税一体支援枠につきましては、前年度に引き続き実施される国の交付金事業で、令和6年度に新たに住民税非課税、または住民税均等割のみ課税となる世帯に10万円、その世帯内で扶養されている18歳以下の子に5万円加算。及び所得税、住民税を合わせた4万円の定額減税をし切れない方への1万円単位で差額を給付する事業となっております。なお、昨年度当初予算計上の公用車両購入事業433万8,000円、それと社会福祉センター改修事業4,834万5,000円につきましては皆減となっております。

続きまして、目2福祉の里総合センター費は、予算額7,545万9,000円、前年度比較1,013万1,000円の増額となっております。主なものは、説明欄(1)、福祉の里総合センター維持管理経費は41万9,000円の増で、主に節10需用費、生活支援ハウス屋上防水の一部修繕で78万1,000円の増、節12委託料、特別清掃などで42万3,000円の減などとなっております。91ページになりますが、説明欄(3)、健康増進室運営事業は、節12委託料、健康増進室インストラクター配置回数の増で26万4,000円の増額としております。説明欄(4)、給食業務経費は734万8,000円の増になりまして、内容としましては、パートタイム会計年度任用職員の報酬、手当で213万3,000円、節10需用費、給食賄材料費は食材の価格高騰等で126万2,000円の増、それから次のページになりますが、節17備品購入費で管理用備品購入費374万円は経年劣化によります計画的な更新で冷蔵庫2台、冷凍庫1台を更新するものです。説明欄(5)、健康増進室整備事業210万円の増は、経年劣化によります計画的な更新でフィットネスバイク2台を更新するものです。

目3国民年金費の予算額2万円は、前年度比較2万1,000円の減額で、普通旅費の減額によるものです。

目4後期高齢者医療費は、予算額5,692万7,000円、前年度比較450万4,000円の増額で、後期高齢者医療事業のルール分の負担金、繰出金となっております。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は、予算額2億1,623万8,000円、前年度比較4,118万3,000円の増額となっております。93ページになりますが、説明欄(2)、児童福祉事業経費は1,790万3,000円の増額で、主なものは節12委託料で地域子育て支援センター運営事業委託料34万円の増、節18負担金補助及び交付金で南十勝こども発達支援センター負担金は幕別町が共同利用を終了することから69万円の増、節19扶助費では認定こども園施設型給付費が入園児数の見込み増によりまして1,639万8,000円の増によるものです。94ページになりますが、説明欄(3)、出産・入学報償費は、小中学校入学祝金の対象者数減によりまして30万円の減額となります。説明欄(4)、子ども医療給付事業は、節19扶助費、子ども医療費扶助費120万円の増額が主なものとなります。説明欄(5)、子育て応援施策推進事業経費は209万1,000円の増額で、節10需用費、食料費は給食主食費の無償化により117万8,000円の増、節18負担金補助及び交付金、多子世帯保育料軽減事業助成金は対象見込み数の増によりまして91万3,000円の増となります。説明欄(6)、児童福祉施設整備補助事

業は、認定こども園どんぐり保育園の修繕事業に係る補助金で、1,467万4,000円の増となります。老朽化によりまして外壁、屋根、保育室床張り替えなどを行う予定となっております。国の補助メニューを活用して行うこととなります。負担率は、国庫補助2分の1、村4分の1、事業者4分の1となっておりますが、事業者からの要請に基づきまして財務状況を確認し協議の上、事業者負担の軽減を図るよう、上乘せ補助をすることとしております。説明欄(7)、児童福祉事業経費 臨時は、第3期子ども・子育て支援計画策定に伴う経費となります。

95ページになりますが、目2児童措置費は、予算額4,533万7,000円、前年度比較829万1,000円の増額です。説明欄(1)、児童手当給付費等経費は795万円の増で、主に節19扶助費で令和6年10月分より児童手当の支給拡充が行われることによるものです。説明欄(2)、児童手当整備事業は、制度改正によるシステム改修経費です。

項3老人福祉費、目1老人福祉総務費は、予算現額408万3,000円、前年度比較43万1,000円の増額となっております。96ページになりますが、主に説明欄(2)、敬老事業経費、節7報償費、敬老祝金72万円の増額で、対象者24名の増によるものになります。

続きまして、目2老人保健福祉センター費は、予算額8,334万5,000円で、前年度比較1,251万円の減額となっております。主なものは、説明欄(1)、老人保健福祉センター維持管理経費は前年度比較36万5,000円の増額で、その主な要因は、節10需用費は消耗品費、燃料費、光熱水費などで105万円の減額、97ページになりますが、節12の委託料、施設管理業務委託で54万1,000円の増、清掃業務委託で66万2,000円の増額となっております。98ページになりますが、説明欄(3)、老人保健福祉センター改修事業は前年度比較1,280万4,000円で、今年度は屋上防水改修工事及びロビー照明LED化の改修を行います。

目3老人福祉推進費は、予算額8,059万7,000円、前年度比較586万7,000円の増額となっております。主なものは、説明欄(3)、介護保険事業特別会計繰出金は419万4,000円の増額で、介護保険の各事業におきますルール分の繰入れ分となっております。99ページになりますが、説明欄(4)、高齢者在宅福祉サービス事業は92万5,000円の増額で、主に節18負担金補助及び交付金、高齢者等生活支援事業助成金の増額によるものです。説明欄(6)、介護職員初任者研修等費用助成事業は、前年度に補正予算にて事業を開始しておりますので、71万2,000円の増額となります。

100ページになりますが、項4災害救助費、目1災害救助費は、予算額16万3,000円で昨年と同額となります。

以上で補足説明が終わりました。

○議 長 款3民生費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

6番、荻原さん。

○6番荻原議員 89ページ、(25)、物価高騰交付金事業の中の18番の物価高騰支援給付金なのですけれども、先ほどの説明では新たに対象となった人に支給されるというお話がご

ございました。ということは、既に給付されている方につきましては、今回のこの事業については給付対象にならないということによかったかという部分の確認でちょっと説明お願いしたいと思います。

あわせて、この給付金、大体、いつぐらいに支給されるのか、その辺もご説明いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今回の物価高騰対応重点の交付金でしょうか、こちらは、令和5年度にまず初めに非課税世帯に3万円給付がありまして、その後、追加で7万円給付というのがありました。その追加の7万円につきましては、今、給付事務手続を進めておりまして、3月中には振り込まれるように手続は終わっております。令和6年度の事業なのですが、同じく非課税とか均等割課税のみの方に10万円を給付するということなのですが、これは5年度に支給された方以外で6年度に新たに非課税ですとか均等割課税になった世帯というようなこととなりますので、その方々に対して10万円ということになります。支給時期なのですが、基準日が6月の3日だったかと思っておりますので、6年度の住民税の課税が6月以降になりますので、実質はそれから対象者を抽出したりだとかという作業になりますから、恐らく7月か8月ぐらいにはなってしまうのかなと思うのですが、速やかに事業ができるように進めていきたいと思っておりますけれども、一応、そのような事業概要になっております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 91ページ、説明欄(3)、健康増進室運営事業の12、委託料、健康増進事業の委託料なのですが、52万8,000円ということで、昨年26万4,000円の予算からアップしたのですが、この内訳をちょっと教えていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 こちらは、健康増進室にインストラクターとか指導者を配置する事業でありまして、令和5年度中は月2回ということで委託をしておりました。最近の備品類の整備も進んだおかげで利用者もかなり増えておりますので、それとあと昼間、お昼と夜と1回ずつ配置しておまして、お昼につきましては、2時頃からでしょうかね、高齢者の方だとか来て健康教室だとかやったりだとかして人数が高まっていたものですから、新年度は回数を倍増して月4回を検討しておまして、昼間2回と夜2回というようなことで今検討しております。というような形で予算組みをしておりますので、引き続き健康増進室、備品類も充実しておりますので、利用増進して健康に努めていただきたいと思っておりますので、一応そのような予算になっております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、課長おっしゃったように、本当増進室利用者増えていて、大変喜ばしいことだなと僕も思っていたのです。増額されたので、そういう回数が増えたのかな

んて思いながら、また質問なのですけれども、ひやくワクサービスとかでもいきいき教室や健康運動教室ということで毎週月曜日、水曜日、木曜日ということでやっているのです。では、ここの空いた期間を埋める方法はやっぱり健康増進室なのではないかななんて僕は単純に思っていて、利用者の中には、時間が十分にある人であれば選んでいけるのですけれども、仕事されている方とかいらっしやるとなかなか出ようと思っても出れなかったり、時間が合わなかったりというのもあるので、その中でカバーできるのは健康増進室でインストラクターが教えてくれる、ちょっとしたアドバイスをくれる、メニューを考えてくれるということがあれば村民にとってもすごくプラスになると思いますし、もうちょっと発展していくと、今、更別の診療所でも理学療法士さんとかいらっしやると思うので、理学療法士さんをそこに増額するわけではないのですけれども、そこに増額して健康増進室の意識を高めてもらうために、療法士さんが教えてくれるのだよなんていうことも検討されては、今後されてもいいのかなということだったのですけれども、今回こうやって増額されて、そういったことも考えてくれているのかなと思いますので、僕今言ったことも併せて曜日なども考えて今後さらに検討していただければなと思っております。

以上です。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 ご意見いただいております。このインストラクターもオカモトさんから派遣受けているものですから、今回いろんな事業もオカモトさんも関わっていますので、そういう意味では村内で主催者なりが違っても利用される方にしては関係ないことですので、いいのかなと思っておりますし、今後、回数ですとかも含めて内容につきましては利用状況を見ながら進めていきたいなと思っておりますので、参考とさせていただきますと思います。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 80ページの説明欄の下の委託料についてちょっと確認をさせてください。ただいまの説明の中で諸物価の高騰があつてということで委託料の関係、以前、ご説明いただいたのは一応毎年見直しではなくて、多分、総務課長が説明していただいたと思うのですが、ある程度3年ごとだとか、4年ごとだとかというふうに分かれているという部分の説明を受けたように記憶してございます。令和3年の回答の中で、4年ごとに見直すのだよというご説明いただいたのですが、なかなかこれ毎年毎年見えていますと年度ごとによって違うのですが、おおむね2.9%から3%ぐらいの委託料の値上げ、そして令和6年においては逆算していきましておおむね、計画としてですよ、計画の金額としておおむね3.9%、4%近い値上げという形になっています。まず、その点4年ごとの見直しの時期に来ていたのかということと、それに基づく、過去にないというか、物価高騰があるのでしょうけれども、4%近くの値上げになっているという要因があれば要因についてちょっと説明いただければありがたいと思います。

○議 長 答弁調整のために一時休憩いたします。

午後 2時32分 休憩

午後 2時34分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番、安村さん。

○2番安村議員 ちょっとまどろっこしい質問になって申し訳ございません。もう一度再度質問させていただきます。

80ページの12、委託料の中の社会福祉センター管理業務委託料についての予算計上なのですけれども、これはその当時の担当者の説明では毎年委託料の更新をするのではなくて4年ごとに見直しをするということで令和3年度に回答をいただきました。がしかし、令和3年度からの委託料の関係見ますと、おおむね先ほど言いましたように令和3年から4年にかけて2.9%の委託料の増額、そして令和4年から5年にかけては2.8%の増額、まして、令和6年の計上では前年度対比3.9%の増額という形になっています。ですから、単純にどういう要因で上げなければならないのかということと、委託料の委託先の年度ごとの更新といいますか、それが毎年になってきたのか、それとも従前どおり複数年の更新なのかという部分、その点の確認をさせてください。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまのご質問のなぜ委託料が上がったかというお話ですけれども、基本的にこの積算をするときに労務単価、最低賃金、これを基準にしまして計算をしております。ご存じのとおり、最低賃金ですけれども、毎年毎年増加傾向にありまして、それに伴ってこの委託費についても上がっていると、そういう状況が大きな要因の一つになってございます。

以上でございます。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 私、聞いているのは、毎年上がっているのではなくて、委託料を令和3年の説明ではある程度4年に1度見直すよという説明をされているはずなのです、間違いなく。それが人件費が上がっているとかなんとかは別にして、4年間といった複数年の委託契約ということは、複数年の契約したらそれは固定されなければならないというのが原則ではないかということで質問をさせていただいています。

○議 長 答弁調整で暫時休憩いたします。

午後 2時37分 休憩

午後 2時42分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。



小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 大変申し訳ありません。先ほどのご質問ですけれども、まず3年に1回見直しをしているというのは案分率の話なのです。どういうことかといいますと、今回の委託業務ですが、福祉センター、それと憩の家、勤労者会館、この3つの施設を1つの契約で実施をしていますけれども、各施設の使用人数によりまして金額を案分しております。これが3年ごとに見直しをかけていると、そういうことになります。

それと、単価のほうなのですけれども、単価のほうは先ほどお話ししたとおり労務単価が毎年上がっておりますので、それで計算をしているということになります。

そして、契約期間ですけれども、これは単年度契約で実施しておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ありがとうございます。本当に適切な回答いただきまして、ありがとうございます。ただ、当時の説明が全体的に施設管理委託料という部分で説明されましたので、使用人数の部分も加味した中で総体的なバランスを考えながらというシミュレーションをしながら委託料を決めるという形ですけれども、残念ながら、申し訳ないけれども、社会福祉センターはあえて私が議会で取り上げたということははっきり言って、収入の部分もそうですけれども、利用人数が減ってきているという部分について、やっぱり何らかの形で、人数割ばかりを見ていると利用人数が減っているという部分で、固定的な付加価値の部分も含めて費用負担がどうあるべきなのかってもう一度再構築しなければならないという部分も出てくると思われまますので、その点注意深く進めていただきたいなというふうに思っています。

本来からいえば他の施設も含めてある程度精査しながら、社会福祉センターというふうな稼働させていくのかという議論が1つ加わればベストだと思うのですけれども、今の中では本当に皆さんご存じのように福祉センターはなかなか利用頻度が上がっていないということの実態を鑑みたときに、委託管理も含めてそこまでどんどん、どんどん毎年毎年人件費も含めてということは分かるは分かるのですけれども、毎年3%、4%上がっているという部分、利用料の賦課収入は下がってきているのに委託料だけ上がっていくという、そういう何かバランスの悪いような仕組みというのはなかなかこれから村民に十分理解を求めるといのは難しくなっていくので、その点十分考慮しながら次年度以降の計画、委託料の策定に当たっていただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 今、ご指摘ありましたとおり、福祉センターにつきましては新型コロナの関係もありまして、過去3年程度はかなり利用人数も落ち込んできたところであります。また、最近、第5類に移行して、皆さんの交流の場といいますか、そういった機会が増えかけていると思ひますので、その利用状況の推移を見守りながら、今後、どのような計算

をしていけばいいのかということも含めて検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 85ページ、社会福祉活動補助金等の中の社会福祉協議会の関係、この辺350万上がりましたと、人件費の分だとは思いますが、それでも各管内の社会福祉協議会の職員の中では、更別は相当低いほうだよ、というも話は伺っていて、ある程度上がったよという中なのですが、今年度、一般職員も含めて給料の値上がりがあったのですが、その分も、今回の350万の上った部分にはその上昇分も含まれているのかどうか、そこをちょっと確認させてください。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 社会福祉協議会の人件費につきましては、長らく大きな見直しもなく進んできておりましたので、昨年から見直しをかけてきております。急激に見直しとなるとなかなかうまくいかないものですから、ちょっと年数かけて、今、段階的に見直しをかけております。基本は、管内の社協の給与水準ということもあるのでしょうけれども、村の役場職員の給料が一つの目安になってくると思います。その水準に合わせる中で、今、微調整をしている最中になっていきますので、その分については基本的には職員の給料表の上った分については連動して上がるようには当然なっていますので、あと格付だとか諸手当だとか、いろんな部分について、今、調整をかけているところになりますので、それとあと、それプラス各種委託料がこの科目以外にほかの科目にもいろいろと散らばって予算計上されておりますので、そのときの積算の単価の考え方だとかも、今、整理している最中なものですから、6年度で当初に全部まではいかなかったのですけれども、7年度からはしっかりと片づけるというようなことでちょっと調整に時間がかかってしまっているのですけれども、見直しをかけております。今年も人件費につきましては、会計年度職員とかもかなり大幅に上がったりだとかもしていますし、職員のほうも給与改定が最近プラス改定が多いですから、その分も当然見直しております。あとは、水準が低過ぎることがあったものですから、見直しを行うということになっておりますので、もう少し整理をさせていただきたいなと思っております。見直しについては進めておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 社会福祉協議会の業務について、相当、今、村側のほうから様々なものを押しつけられているといいますか、どんどん業務内容が増えている中で、そういうところもあるので、それは委託料等で調整を多分、今、かけてくれているのだらうと思うのであれなのですが、職員の負担というのは相当一時期と比べると増えてはきていますので、その辺も含めた中で、今、いろいろと調整していただいているという話なのですが、よろしくお願ひしたいなというふうに思ひます。

○議 長 西山村長。

○村 長 今の件、私としてはかなりウエート占めているので、毎年。今回も申入れがありました、社会福祉協議会のほうから。私は、本来、役場でやらなければいけないところを社会福祉協議会の皆さんにやっていただいていると、業務量も増えていると、なおかつ待遇が低いと、ほかの管内に比べて。それも本当に申し訳ないと思っていますので、それで、今、課長も言っていましたけれども、基準は職員の給与ありますけれども、段階的に上げていくというか、そういうふうな形で業務に見合ったような、せっかくやっていただいていますので、高木議員さんおっしゃったとおりに随時進めてまいりたいというふうに思っていますので、よろしくご理解お願いいたしたいと思います。

以上であります。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 付帯意見としてもう一度質問させていただきます。

高木議員本当にいい質問していただきました。実は、社会福祉協議会の運営の関係のなかなか収支決算というのは見れない部分あるのですけれども、たまたまちょっと見させていただいた中で、社会福祉協議会の直接の単年度経営の中で収支が賄えていない、実際には、基本的にはプラスであればいいのだけれども、なかなかプラスになっていなくて、マイナス決算になっているとか、そのマイナス分をどうやりくりしているかというのはちょっと、私、分からない部分あるので、ただ単純に数字を見ただけなのであれなのですけれども、そういう面も含めて委託している部分の責任と、押しつけているとは言ったけれども、何でもかんでも社会福祉協議会、社会福祉協議会では、人数が限りある中で業務をどこまでやるといったって限界があるという部分あるので、高齢者対応も含めて全てやっているという部分あるので、高齢者も本当にこれから問題になっていきます。高齢者事業も今回の帯広のプールみたいな感じで事故が起きるといって、やっぱり高齢者になると事故の発生率も高いということもありますので、その委託の関係、社会福祉協議会の運営がきちっとできるという前提がまず成り立つということと、人件費も、細かくは言いませんけれども、管内の中で一番安いとか、ほとんど安いほうの人件費になっているという部分もありますので、そういう実態もあるように聞いていますので、それらしっかりと是正して、しっかりした社会福祉協議会の運営が図れるような形で努力していただきたいと思えます。

以上です。

○議 長 西山村長。

○村 長 今、安村議員さんおっしゃったとおりで……

(何事か声あり)

○村 長 いや、これは私が言わないと、言わせてください。おっしゃるとおりでありますし、両議員さんご指摘、またほかの議員さんからもご指摘受けたことありますので、しっかりそこを、今の課題点、問題点ちゃんとはっきり分かっていますので、そここのところをしっかり取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 88ページ、説明欄(24)、社会福祉施設整備事業、福祉ホームです。実施設計委託料のことについてなのですけれども、昨日、一般質問で同僚議員が質問されて、大変分かりやすくあったのですけれども、その中でまた、対象となる方というところで介護を必要としない人ということがあったのですけれども、介護を必要としない人とはどのようなことなのかということなのです。それが赤ちゃんだよとか、認知症を持っている方だよとか、いろいろ考えられると思うのですけれども、介護を必要としない人という、入居できる入居者の範囲というのですか、その辺の考え方も少し補足説明いただければと思います。

○議長 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 福祉ホームということで今回整備考えているのですけれども、介護という、その定義というか、難しいところではあるのですけれども、ある程度は当然自立できるような方ですけれども、何らかの配慮がなければなかなか厳しいよということが大きなイメージとして捉えていますので、通常の障害者のサービスだとか利用しながらであればそういうの利用したりだとかとなりますので、介護という言葉だけではうまく表現しづらいのですけれども、一般的に高齢者と言われるところの40歳以上の方が該当するのですけれども、介護保険適用されるような方というのは当然そちらの制度でいろんなサービスを受けることとなりますから、当然そういう方々は対象にはならないのかなという、そこは施設のそれぞれの目的だとか用途によって役割分担というか、形になると思いますので、考えとしては18歳から一応64歳、65歳まで、俗に介護保険以前の方々というようなイメージでは考えておりますので、あとこれからの検討事項にもなるのですけれども、新年度設計に入った段階で当事者ですとか家族の方々も一緒に入って、運営については俗に伴走型として進めていきたい中であっていろんなニーズがあるのだと思うので、恐らく配慮してほしいものがいろいろと出てくると思いますから、その中身のある程度見ながら、今回は特に大きく制度に制約されるものでもないところがありますので、そこら辺は調整しながらと思うのですけれども、新たにその部分について人を配置したりなんなりとなるとまた運営にいろいろと問題も起きるので、やはり状況を見ながら、お互いにできること、できないことは調整しながらということですので、今時点でしっかりと基準ここまでというのが詰め切れていない部分も事実であります。逆に、今、ここで決めつけて利用者のある意味排除するようなイメージになっても困るものですから、できれば何らかの配慮があれば住めるようにできる場所があったらいいのかなというところがありますので、その基本的な考え方は持ちながら、いろんなご意見いただきながら進めてまいりたいと思っております。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 実施設計これからという段階なので、課長言ったとおりなのかなと思

ます。また、課長、今、おっしゃったように、利用者に配慮した中でということですから質問させていただきたいのですけれども、福祉ホーム、恐らく委託して事業運営してもらうよということになってはくると思うのですけれども、委託したから人材のこと考えなくていいのかといっても、そうでもないかなとも私は思っているのです。これから人口減少、高齢化社会を迎える中で働き手は不足するよ、ということを考えてときに、果たして本当に新しいその建物を造って、そこに委託業者に頼んでやってください、というのでいいのかなというのが、今後、実施設計の中で懸念されることが1つというのです。

まずそれが1つなのと、あとCCRCの中での後継という、グループホームからの発展ということもあると思うのですけれども、ごちゃまぜという観点でいくとどうしてもあそこに単独で、単独といってもあその施設、あのエリアの中でということでは例えばごちゃまぜに入るのかなとも思うのですけれども、人材難とかごちゃまぜということを見ると、全員協議会でも、私、言ったことかもしれないのですけれども、支援ハウスに増設して高齢者との触れ合いを進めながら、そして、障害者の働く場所というところとか、お風呂も近いですし、そういった中で障害者が少しでも高齢者やいろんな人と触れ合いながら生活していけるというのがもしかして理想かなとも思っているのですけれども、そこに増設したらどうかといって、僕場所も見たのですけれども、防火水槽、何かそういったものもあったりして、ちょっと建て方には工夫が必要なのかなというか、詳しくどれぐらいの大きさというのを僕も測ったわけではないですから、その辺の検討も必要なかなと思うのですけれども、人材難とごちゃまぜ、そして、障害者がその中で生き生き、伸び伸びと生活していけるようにということを見ると、新しく建てるよりも増設という考えのほうが僕の中ではしっくりくるなと思うのですけれども、その辺検討の余地はあるのか、その辺の考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今、2点ほどのご質問でした。人材確保というようなことですが、これは本当にそのとおりで、私方も一つの悩みではあるのですけれども、そもそもグループホームをずっと進めるに当たっては、入居者の問題もありますし、運営する側で人材確保というの大きな問題があつてこれだけの年数がかかってきたということもありますから、そういうようなできなかった理由というよりはできる方法はないかというようなことから今回このような形に進めております。

委託運営ということですので、今回、村でいけば、今、支援ハウスを委託しているようなイメージになっていくのかなと思うのですけれども、その中で当然世話人とか管理人的なイメージの名称にはなっているのですけれども、人材としてはある程度指導員的な方がついただければなおいいのですけれども、そういう専門職を指定したような委託になるとまたそこで人材確保も困難性がきてしまうということもあるものですから、できればそういう方がいいなということと、年数これからまだ2年後に開設になりますから、そこは委託お受けいただく方々と調整しながらと思っていますし、この前の一般質問でも

あったように相談支援関係は保健福祉課の専門職が関わっておりますので、これは支援ハウスとかでもそうですけれども、定期的に利用者の状況だとかはお互いに情報交換しながら、情報共有しながら事業運営進めておりますので、今後もその部分については保健福祉課も村営としてやるということで決めておりますので、そこは責任持って対応していきたいなと思っております。

場所について、先ほど言ったように今の支援ハウスにつなげるというのも確かに事務的な現場レベルでは話題にどうか、検討もしてはみたのですが、場所的にどうしても制約が出てきてしましまして、直接、測量して図面に落としただけではないのですが、図面を見た感じだと戸数が四、五戸も建てれるかどうかぐらいなイメージになってしまうものですから、そうすると先々、今時点で三、四人しかいないからいいのだというよりは、長い目で見たときにこれから高校出て社会に出るような子方がいますので、そういうことから考えますと最初から少ないスペースで整備するのはどうかなというところがどうしても事務担当としては考えてしまうものですから、ある一定のスペースで戸数を確保できるような場所というようなこと、それと、もともとのリラクタウン構想からいきました場所、立地条件からいきましてそういう場所がいいのかなということです。あそこ、ちょうど支援ハウスの角、温泉の掘削したところがあるものですから、そういう意味では見た目よりも制約がかかってしまうのかなと思っております。

あと、ごちゃまぜということで、例えばよく他町村とかでも2階に学生が住んで1階が高齢者だとか障害者とかという理想的な施設もあるのはあるのかもしれませんが、更別村の事情でいきますとどうしてもそれぞれの高齢者だと分けてしまうようなイメージにはなってしまうのですが、逆にここでいろんな人住めるよとなったときに、また住んでもらう方の基準というか、どういう方に住んでもらうかというのがまた1つ議論になってくると、家族持ちの部屋についても、実は、本音としては担当レベルで悩んでいるところがありまして、支援ハウスも、今、2戸ほど家庭用のスペースがあるのですが、今入っているのは1人の方が入ってしましまして、空いていけば1人の方入れるのですが、今度家族が来たときに、ではよけるともならないというか、実際の入居の運用が非常に難しいものですから、いろいろと悩みがありますし、あとごちゃまぜということで先ほど言ったように高齢者だ、学生となると、いざ入りたいといったときに空いていないというのも困るということもあるので、その建物だけのごちゃまぜというよりは、今回、CRCもあのエリア一帯、福祉の里温泉のロビーを中心にいろんな事業を展開していくというようなことで進めておりましたので、そういうところでのいろんな交流だとか進めていくだとかというようなことで、あとソフト面の扱い方で、その施設に追い込んで孤立させるというようなことはならないのかなと思っておりますので、あとはそのような運営の仕方になります。そんなことで、今回の実施設計の中でも実際利用者、利用を想定されるような方々の生の声というのは聞けるようになかなかそういう場を設けないと聞き取れないところもありますので、何でもメリット、デメリットが必ずありますので、片方だけ

ば片方がとかということもありますので、そういうのも含めて本当に課題はたくさん山積みであるのかなと思うのですけれども、よりよく一つでもいいものが出来上がればなと思っておりますので、今回またご意見いただければ非常にありがたいなと思っております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、課長おっしゃったように、いろいろな様々な課題があつて、課も苦労されているのだなということが分かりました。利用者に配慮した中で、さらに意見も集約した中で利用者の方によりよいものということで提供していただければと思ひしております。よろしくお願ひします。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 いよいよ福祉ホームの実施設という形でご苦労いただくと思うのですけれども、今年は実施設計に向けての予算計上ということでございますので、今後それらにまつわる入居者も含めてということで詳細の検討に入るのかなというふうに考えていますけれども、私、本当に心配しているのは、施設の大きさもあるのですけれども、実質的に保健福祉課の担当者から聞いた話の中では、ちょっと前例的には別にして、精神的な障害者手帳を持っている方、あるいは通所型の部分、精神的な部分の手帳を持っている方、それなりの障害と認定され得る準障害者も含めてということになると総体で、年齢別は別にして300人程度いらっしゃるということになっています。

ほとんどの方が必要な人についてはそれなりの施設にもう入っているという部分ありますので、それはそれなりの対応ができるのかなと思ひますけれども、先ほど太田議員も言ったように、介護を必要としないとか、認定を受けていないとか、手帳をもらっていないとかという人の部分も含めて、村長の考え方としてはそういうのも含めて広く利用できるような形のものということで多分発案しているのだなというふうには考えますけれども、逆に言えば、そういう施設になってくるとやっぱり戻ってきたいという方も当然いらっしゃるということになりますので、施設規模がどうのこうのありますけれども、その点不公平が生じないような形で取り進められるような協議を十分していただきたいなと思ひしております。あっち立たず、こっち立たずの部分も出てくるかもしれませんが、その点はそういう方々の意見を十分把握しながら進めていただきたいということでご要望させていただきたいと思ひます。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 今、ほかの施設に入居されている方も、ご希望があれば入っていただくということは当然だと思ひます。今までも漠然とグループホームあったらどうでしょうかねみたいな具体性がなかなか見えない中での話でいけませんというようなこともあったものですから、それで今回も余計実施設計の中で皆さんに関わりを持って具体的にイメージを持った中で入居してもらいたいなということもありましたので、その場に、今、

村外に行っている方が関われるかどうかはちょっと現実的には厳しいかもしれないのですが、ある程度、村としての今現在の方向性だとかが、実施設計だとか進めていけば方向性が出てきますので、その段階でお声がけをしたりだとかということは全然問題はないかと思っておりますので、そこについてはご意見としていただいております。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 ご意見というよりも、ちょっと難しい選択になると思うのです。端的に言います。やっぱりどちらかというところと障害者の部分というイメージが多いという、多分、福祉ホームといってもどちらかというところとそういう対応が重要視されるのかなというふうな一般的な村民の捉え方としてそれが妥当性があるのかなと思います。その中で、高齢者は別にしても、ある程度の年代の人たちが該当するという部分はやっぱり半数近くいらっしゃる。おおむね全体的に障害者手帳を持っている方、精神的な手当もらっている方、通所している方の手帳だとかいろいろな部分入れると、今、ちょうど300人ぐらいいらっしゃる。それが高齢者抜けば半分程度になるということなのですけれども、そういう部分の提案をすれば手が挙がってくる可能性もありますよね。だけれども、それではなくて、今、村民が求めている方々はそうではなくて、手帳を持たない方についてどうしてくれるのかという部分、我々の日常も含めてそれらの子どもを持っている方の対応をどうするかということで多分、村長は英断なさったと思うのです。だから、その関わりをうまくやっていると、今の規模がどうのこうのと私は申し上げませんが、どのぐらいの部分が必要なのだというのは当然見えてくるし、どこまで必要なのだという部分、不公平、不満が生まれないような形の対応というのは十分図っていかないと、最後に建てたはいいけれども、不平不満だけ残るといったら本末転倒になってしまうので、その点十分配慮いただきたいということで重ねてお願いしたいと思っております。

○議 長 新関保健福祉課長。

○保健福祉課長 一応、基本的な考え方としては障害手帳なりなんなりとは言っているのですが、そうではない方というようなご意見ですので、あとはどうしても事務方的には一つの基準、入居のルールを決めなければいけませんので、これも先ほど言ったように今後のいろんな打合せの中でニーズとかも踏まえながら形づくっていききたいなと思っておりますので、今後の検討材料がまた1つ増えたかなと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思っております。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款3民生費を終わります。

この際、3時20分まで休憩いたします。

午後 3時10分 休憩



午後 3時20分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

款4衛生費に入ります。

補足説明を求めます。

小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、衛生費の補足説明をさせていただきます。

101ページを御覧ください。款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費は、予算額1,391万4,000円、前年度比較581万4,000円の増額になっております。説明欄(1)、乳幼児医療費給付費は270万1,000円の増で、主に節19扶助費の増になっております。説明欄(2)、医療施設等運営補助金は、節18負担金補助及び交付金で二次救急医療対策事業負担金49万円は二次救急医療提供体制の安定確保を図るために夜間や休日に二次救急患者を受け入れるための費用になっておりまして、帯広市内の6医療機関、厚生、第一、開西、協立、北斗、これらの6医療機関に対しまして今年度以降患者数に応じて負担割合にて十勝全体で支援をするものになってございます。説明欄(3)、未熟児養育医療事業は253万2,000円の増で、昨年は科目存置で計上してございましたけれども、今回は昨年12月時点での支給実績を基に予算を計上してございます。

102ページを御覧ください。目2予防費は、予算額1,460万4,000円、前年度比較131万4,000円の増額になっております。説明欄(2)、予防接種事業経費は42万円の減で、節12委託料、各種予防接種委託料の高齢者肺炎球菌予防接種の特例期間終了により対象者が減になったものであります。説明欄(3)、子ども予防接種事業経費は170万2,000円の増で、主なものは節10需用費、予防接種薬品費で子宮頸がんワクチンの種類変更による物価上昇と接種見込み者数の増によりまして152万3,000円が増になってございます。なお、前年度の予算補正にて計上しました新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業及び接種対策事業については、特例臨時接種の期間が終了しましたので、予算計上はなしとしております。

103ページを御覧ください。目3環境衛生費は、予算額2,757万4,000円で、前年度比較10万3,000円の増額になっております。説明欄(2)、環境衛生対策経費は51万7,000円の増で、主に節1報酬及び節3職員手当等で50万6,000円の増、節10需用費、104ページを御覧ください。蜂などの駆除用防護服の更新を含む消耗品費24万4,000円の増、節12委託料はエキノコックス対策委託料の26万8,000円が減になっております。説明欄(3)、火葬場維持管理経費は134万2,000円の増で、主に節10需用費の火葬場修繕費128万7,000円が増となりまして、オゾン脱臭システム及び火葬炉熱交換器などの修繕を予定としております。105ページを御覧ください。説明欄(4)、墓地維持管理経費は71万2,000円の減額で、主に節10需用費、施設修繕費は前年度に完了しましたので、73万6,000円の減になっております。説明欄(5)、リサイクルセンター維持管理経費は43万3,000円の減額で、主に節10需用費、106ページを御覧ください。設備修繕費で生ごみ乾燥処理機の修繕11万4,000円の増、節12委託

料、資源物リサイクル業務委託料で最低賃金の改定によりまして22万6,000円の増、資源物運搬・処分委託料は木くずや落ち葉などの運搬、処理数量の減によりまして79万1,000円の減になっております。なお、前年度に実施しました火葬場改修事業88万2,000円は、全て減、皆減になっております。説明欄（7）、地域脱炭素化促進事業は18万6,000円の増で、事業の実施に伴う関係機関との協議、打合せ費用として普通旅費が増になってございます。脱炭素に係る事業費は、当初予算として計上しておりませんが、住民の意見、要望などを整理しまして補正予算にて対応する予定としてございます。

目4 診療所費は、予算額1億4,306万4,000円、前年度比較1億1,605万6,000円の減額になっております。107ページを御覧ください。説明欄（2）、特別会計（診療施設勘定）繰出金は1億384万6,000円の減になっており、主なものは節27繰出金、特別会計診療施設勘定繰出金の施設整備分で9,053万4,000円の減、公債費分343万8,000円の増、一般病床分501万2,000円の増、救急病床分1,646万6,000円の減、その他運営補てん分の529万6,000円の減になっております。説明欄（3）、歯科診療所医療機器購入事業は1,221万円の減で、訪問診療用備品を整備する予定としてございます。

目5 保健推進費は、予算額3,056万2,000円、前年度比較206万1,000円の減額になっております。説明欄（1）、母子保健事業経費は48万2,000円の増額で、108ページを御覧ください。主に節18負担金補助及び交付金、不妊治療費助成金で医療保険対象外の先進医療として実施される不妊治療に要した経費の一部を助成することにより35万9,000円の増になっております。説明欄（2）、子育て世代包括支援センター運営事業費は68万6,000円の増で、主にパートタイム会計任用職員の報酬、手当等が増になっております。説明欄（3）、健康増進事業は480万5,000円の減で、主にパートタイム会計任用職員の勤務日数の減によりまして74万5,000円の減、109ページを御覧ください。節12委託料、各種健診委託料は、総合健診で実施していた歯科健診を歯科診療所で直接実施することとし、84万2,000円の減、前年度策定の健康増進計画経費の郵便料、計画策定委託料は381万円の減、新規事業である保健・介護一体的実施推進事業委託料は60万7,000円の増になっております。説明欄（4）、保健指導活動事務経費は331万1,000円の増で、主に管理栄養士の育児休暇取得によるパートタイム会計年度任用職員の報酬、手当等になっております。110ページを御覧ください。説明欄（7）、出産・子育て応援交付金事業は、妊産婦に対し妊娠届及び出生届出時に各5万円の経済的支援を行うものになっております。なお、前年度に実施しました母子保健用薬品整備事業161万7,000円は皆減になってございます。

項2 清掃費、目1 し尿・塵芥処理費は、予算額2,753万7,000円、前年度比較70万6,000円の増額になっております。111ページを御覧ください。主なものは、説明欄、節11役務費、塵芥収集運搬手数料は事業系のごみや産業廃棄物の数量の増によりまして18万2,000円の増、節12委託料、塵芥処理収集運搬業務委託料は労務単価や燃料代などの増によりまして60万円の増になっております。

項3 上水道費、目1 簡易水道費は、予算額2,422万3,000円、前年度比較1,131万2,000円

の増額になっております。説明欄（１）、簡易水道事業特別会計繰出金は、162万9,000円の増になっております。説明欄（２）、簡易水道事業特別会計出資金は、全額が増、皆増になっております。

項４下水道費、112ページを御覧ください。目１下水道費、予算額１億3,009万8,000円、前年度比較1,410万円の増額になっております。説明欄（１）、公共下水道事業特別会計繰出金、節27繰出金の基準繰出金は18万9,000円の増、財源補てん分は1,460万5,000円の増になっております。説明欄（２）、公共下水道事業特別会計出資金、節23投資及び出資金は69万4,000円の減額になっております。

項５衛生諸費、目１複合事務組合費は、予算額1,291万7,000円、前年度比較45万4,000円の増額になっております。説明欄（１）、十勝圏複合事務組合負担金はくりりんセンターなどの運営分99万1,000円が減となり、（２）、十勝圏複合事務組合負担金の建設分は新中間処理施設整備などの建設分144万5,000円が増になっております。

以上で衛生費の補足説明を終わります。

○議 長 衛生費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

１番、太田さん。

○１番太田議員 106ページ、説明欄（７）、地域脱炭素化促進事業についてなのですが、先ほど課長の説明でこの事業については補正で何だかという話をしていたのですが、その補正でというところかというと、どんなことを考えているのか、ということをお聞かせいただきたいのと、あと、これ、令和４年度にはゼロカーボン再エネ導入戦略策定料ということであったのですが、それと何か関係しているのかなというところとか、もうちょっと加えて説明していただきたい。令和５年ではこれ補正でたしかクリティ何だかとかという感じにつけたと思うのですが、そういったこととも何か関連しているのか、全体的に脱炭素、ゼロカーボンなどの関係について補足説明いただければと思いますが。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 脱炭素、ゼロカーボン事業の取組ですが、令和４年度に、先ほどお話ありましたけれども、二酸化炭素排出量の調査と住民アンケートを実施しました。その調査結果を基に、今年度ですが、令和５年度は脱炭素の実行計画、現在、パブリックコメントも実施しておりますけれども、策定をしてきたところであります。また、この実行計画をつくるに当たりまして、環境省や北海道庁などどのように事業を進めたらよいか、さらに財源確保はどのようにすべきかということで協議を重ねてきたところであります。その関係機関との協議の中でありますが、様々なアドバイスをいただいております。その中で、現在全国的にも多くの市町村が財源的に有利な補助金を活用しながら脱炭素事業に着手しておりますけれども、多くの市町村が当初計画に対して順調に進んでいないと、遅れている市町村が多いと聞いております。そのため、今後は早期に実現させ

ることが必要とされておりまして、また、一部の市町村については住民との合意形成がなされていないために普及が遅れていると、進んでいない状況もありまして、環境省が言うには優先すべきは住民との合意形成ということが言われております。

それで、これまで令和4年度の調査ですとか今年度の計画を進めてきましたけれども、新年度、令和6年度 of 取組につきましては、こういった関係機関の協議の結果を踏まえて、まずは住民の理解、そして、要望を把握することを優先したいと考えてございます。また、さらに太陽光発電などの施設整備にも着手するために、財源確保の協議や申請も進めていきたいと考えております。なお、事業費については、今、お話ししたとおり、住民の要望するもの、そういった内容を把握しまして、必要とする事業費の金額がはっきり確定した段階で、先ほどお話あったとおりに補正予算で対応したいなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ご説明ありがとうございます。では、ちょっと確認なのですが、令和6年度は、関係機関等のアドバイスをもらっているところを協議して行って、住民に要望をさらに聞いて行って、どのようなことがいいかというのを更別なりに考えて、それを予算化していく、住民に対して何らかの補助を出していくような形に進めていくということで今年度はよろしいでしょうか。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 今、ご質問のあったとおり、コンサル様、環境省とかいろんな関係機関もそうですけれども、今後どのように進めていくのが一番よいかと、住民にとって一番いい方法は何かということもコンサルさんともいろいろ相談をしてきました。その中で、今、お話があったようにまず住民の方々が何を求めているか、例えば家の住宅の改修費や何かが必要なのか、もしくは電気自動車等を購入する補助金が必要なのか、いろんなケースがあると思いますけれども、そういったニーズというか、そういう要望を改めて整理をしまして、そしてその事業を実施するためには財源的にどういうものが使えるかというのを整理をして、その上で進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 ただいまのご説明で補正予算して事業対応を進めるということなのですが、その考えている補正予算というのは、例えば、ハード的な物を建てるとか、そういう補正予算ではなくて、どのような事業を進めていくかという計画的なソフト的な補正予算ということになるのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 令和4年度に調査をして、住民アンケートも行いましたけれども、その中で要望があったのは脱炭素に係る助成金、いろいろ建物の改修とか車の管理がかなりや

やっぱりお金が必要なので、補助金をいただきたいという要望が結構多かったのです。そういう意味では、やっぱり財源的には必要ですから、国や道とも協議をしてどういったメニューでそういった補助金を確保できるのかというのをまず整理をさせていただきたいなと思っています。その上で、そういった要望を整理して、そのメニューと合えばそちらのソフト的なことも進めていきたいと思ひますし、それと同時に各公共施設関係が緊急的に例えば修繕、改修等が実施できるのであれば、そちらのほうのハード的なものも、財源等確保できればの話ですけれども、可能な状況であれば進めていきたいなどは考えております。いずれにしても、6年度中は住民の要望をまず優先的に整理をしていきたいなと、そして、現在、作成しております実行計画に基づいて公共施設等の整備ですとか、民間企業の協力を得ながらハードとソフト両方、できるものから着手をしていきたいなどは考えております。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款4衛生費を終わります。

次に、款5労働費に入ります。

補足説明を求めます。

高橋産業課長。

○産業課長 労働費について補足説明させていただきます。

113ページをお開きください。款5項1労働費、目1労働諸費、予算額714万円、前年度比較34万7,000円の増です。説明欄(1)、雇用対策事業において地元雇用促進事業助成金の見込額が増額となったことが主な要因です。

以上で労働費の補足説明を終わります。

○議 長 労働費の説明が終わりました。

発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで款5労働費を終わります。

款6農林水産業費に入ります。

補足説明を求めます。

高橋産業課長。

○産業課長 款6農林水産業費について補足説明させていただきます。

115ページをお開きください。款6農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、予算額2,558万円、前年度比較71万9,000円の減です。農業委員会に関する経費となっております。

116ページを御覧ください。目2農業振興費、予算額1億9,477万8,000円、前年度比較3,556万1,000円の増です。説明欄(1)、農業振興基金積立金は、前年度比較2,900万1,000

円の増です。昨年度、補正予算において予算化した国営事業の償還に向けた積み増し分を当初予算に計上したことが主な要因です。117ページをお開きください。説明欄（４）、農業振興補助金等は、前年度比較805万8,000円の増です。昨年度、政策予算として6月に計上した土づくり推進事業助成金を当初予算で見込むことで700万円の増、またコントラクター支援事業助成金として濃厚飼料の代替自給濃厚飼料として期待されているイアコーンの製造実証試験を令和6年、7年にアグリサポートさらべつ、更別TMRセンターが取り組むことになり、収穫期のリース料並びに密封梱包機械の利用料についてJAさらべつと同額を支援することで95万円の増、昨年度補正予算において予算化した暴風雪被害再建整備資金利子助成事業を当初予算で見込むことで19万9,000円の増が主な要因でございます。説明欄（５）、環境保全型農業直接支援対策事業補助金は、前年度比較145万7,000円の減です。取組面積の減少によるものでございます。

118ページを御覧ください。目3農地費、予算額1億1,281万1,000円、前年度比較5,023万2,000円の減です。説明欄（１）、道営事業負担金は、前年度比較5,729万円の減です。更別第2地区負担金で前年度比較2,720万円の減、更別第3地区負担金で前年度比較3,009万円の減となっております。119ページをお開きください。説明欄（４）、排水施設維持管理費は、前年度比較144万4,000円の減です。節12委託料、支障木伐採業務委託料を145万2,000円の減により計上したことが主な要因です。説明欄（５）、用水施設維持管理費は、前年度比較890万7,000円の増です。節18負担金補助及び交付金、札内川地区かんがい施設維持管理協議会負担金で、施設の水管理システムにおいて使用している通信方式のFOMAサービスが終了することにより、LTEに対応した通信機器及びプログラムへの更新を行うことによる負担金の増が主な要因でございます。

目4畜産業費、予算額2,531万2,000円、前年度比較366万6,000円の増です。説明欄（１）、畜産クラスター事業は、前年度比較30万円の減です。家畜衛生対策事業助成金が皆減となったことが主なものです。また、自給飼料増産推進事業助成金が近年の実績に合わせて減額するとともに、和牛優良繁殖雌牛造成保留事業助成金において近年導入が進められているゲノミック評価による造成保留に取り組むことから同額を増額しているところでございます。120ページを御覧ください。（３）、村営牧場維持管理経費は、前年度比較395万9,000円の増です。節3職員手当等、月額パートタイム職員勤勉手当の支給に伴い94万円の増、節10需用費、主要牧区の増による牧場散布肥料等の増加に伴い181万6,000円の増、121ページをお開きください。節14工事請負費、パドック敷き砂入替え工事の箇所数の増加により55万7,000円の増により計上したことが主な要因となっております。

目5ふるさとプラザ費、予算額2,292万円、前年度比較297万7,000円の減です。説明欄（１）、ふるさと館維持管理経費は、前年度比較297万7,000円の減です。節1報酬、ふるさと館一般事務補助員の減により151万9,000円の減、節17備品購入費で管理用備品購入費の皆減により220万円の減により計上したことが主な要因です。

123ページをお開きください。目6プラムカントリー費は、予算額1,724万7,000円で前年

度同額です。プラムカントリー管理経費を計上しております。

124ページを御覧ください。項2林業費、目1林業振興費、予算額1,193万4,000円、前年度比較367万9,000円の増です。説明欄(2)、森林環境譲与税活用事業は、前年度比較275万1,000円の増です。節18負担金補助及び交付金において公費造林等推進事業助成金の事業見込み増により319万7,000円の増、節24積立金において活用事業充当額の増により44万6,000円の減により計上したことが主な要因です。

以上で補足説明を終わります。

○議 長 款6農林水産業費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

3番、斎藤さん。

○3番斎藤議員 120ページ、村営牧場維持管理経費で入牧頭数の見込みが増えていろいろな経費が増えているというようなことだと思いますが、見込みの頭数、今年度と来年度について、もし数字があればお願いいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 牧場の入牧頭数、使用料の関係になりますが、こちらのほう現時点で一応予定しているものとしましては令和6年度においては乳用牛が106頭、黒毛和牛が84頭、計190頭というふうな形で予算を見てございます。昨年、5年度の当初予算では乳用牛119頭、黒毛和牛7頭ということで126頭というふうな予算を組んでいたところでございます。

以上です。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款6農林水産業費を終わります。

款7商工費に入ります。

補足説明を求めます。

高橋産業課長。

○産業課長 商工費について補足説明させていただきます。

126ページをお開きください。款7項1商工費、目1商工総務費、予算額24万6,000円、前年度比較7,000円の減です。令和2年度まで毎月2回、社会福祉センターで消費生活相談室を実施していましたが、委託先の中札内消費者協会から消費生活相談員の退職に伴う人員不足のため更別村への相談員派遣が困難との申出があり、令和3年、令和4年、令和5年度においても相談員の確保に努めていただいたところですが、試験等に合格した者というのがなかなかできなくて確保ができなかったことから、新年度においても令和5年度に引き続き中札内村で実施されている相談室において本村住民の相談業務を受け付けるようにしたところでございます。

目2商工業振興費、予算額8,457万6,000円、前年度比較807万4,000円の増です。127ページをお開きください。説明欄(3)、商工業振興対策経費は、前年度比較60万5,000円の増

です。商工会運営事業助成金において人件費の増が主な要因でございます。説明欄（４）、起業・創業等支援事業750万円は皆増です。ふるさと創生基金事業の後継事業として新たに制度化するもので、助成金の限度額を見直すとともに、新たに事業継承支援の区分を設けて商工業者等に支援を行うものでございます。

目３観光費、予算額4,989万9,000円、前年度比較1,972万4,000円の増です。説明欄（１）、カントリーパーク改修事業1,747万9,000円は皆増です。経年劣化により、コテージ５棟の屋根、外壁塗装、ミニコテージ５棟の外構補修等を行うものでございます。説明欄（２）、地域おこし協力隊事業（観光分）は、前年度比較160万8,000円の増です。任期満了となる協力隊員の後任者を採用することが主な要因です。129ページをお開きください。説明欄（６）、すもも特産品開発振興事業68万円は皆増です。老朽化したすももの里の防除用動力噴霧機の更新を行うものでございます。

以上で商工費の補足説明を終わります。

○議長 長 款７商工費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

６番、荻原さん。

○６番荻原議員 127ページ、（４）の起業・創業等支援事業についてお聞きします。

本事業について企画政策課で持っていた事業の後継事業ということでお聞きいたしました。すみません、内容をもうちょっと詳しく教えていただきたいというふうに思います。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 起業・創業等支援事業助成金ですが、先ほども説明の際に申し上げましたが、ふるさと創生基金事業の後継ということで、基本的には、ふるさと創生基金事業の内容を踏襲しているような形になってございます。１つ参考的に申し上げますと、新規店舗施設等整備事業ということで新規開店のため店舗等を新築する者についての助成金というふうな形を考えているところがございます。こちらのほうにつきましては、対象事業費の30%以内で助成をしまして、１事業の限度額は300万円というふうに考えているところです。今までのふるさと創生基金事業のほうでは当初の制度では新規開店のための支援事業というのは300万限度でやっていたところですが、途中で商業振興を促すということで増額をして500万円でやっていたところですが、今回見直すに当たり、前に実施していた数字の中で300万円というふうな形で設定をさせていただいております。基本的にはその増額をした以前の形に大体戻すというふうな形で、村の財源、一般財源を基に事業を考えていきたいというふうに思っております。空き店舗等取得改修助成事業についても同じように30%の300万円、空き店舗活用等助成事業ということで、こちらのほうについては新規開店、移転開店のため所有者の許しを得て空き店舗等を改修する場合ですが、こちらのほうについては１事業200万の限度額で助成をするものです。また、あと賃貸の部分等についても月額5万円の限度で同じようにやっていくものでございます。

あと、先ほども説明の中で申し上げておりましたが、事業継承の支援助成事業というの



を新たに項目で設けてございます。事業継承のため、現状調査や事業継承計画の策定や事業継承の支援等を業務として行う事業者への仲介を求めようとするものであって、申請年度内に調査、策定や登録、委託契約が完了するものというふうなことで、こちらのほうについては対象事業費の50%以内で限度額50万というふうな形で新たに設定するものでございます。他町村でもこのような制度があるということで、今回、起業・創業等支援においてこの項目が有効であるというふうに考えて設定をしているところでございます。あと、特産品開発研究助成事業等についても従来と同じく設定をしているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、荻原さん。

○6番荻原議員 説明ありがとうございました。事業継承する事業ということですからけれども、中には新規の事業もあるということでありますので、その辺、十分住民あるいは村外の方々に周知を広めて、この起業、創業支援につながるような対策にしていきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○議 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款7商工費を終わります。

款8土木費に入ります。

補足説明を求めます。

石川建設水道課長。

○建設水道課長 それでは、款8土木費について補足説明をさせていただきます。

130ページを御覧ください。款8土木費、項1土木管理費、目1土木総務費の予算額は481万9,000円で、前年度比較36万6,000円の増となっております。主なものとしましては、節12委託料のうち、地籍図修正委託料につきまして修正数の見込みにより27万7,000円の増で計上したことによるものでございます。

項2道路橋りょう費、目1道路維持費の予算額は9,803万5,000円で、前年度比較675万4,000円の増となっております。説明欄(1)、道路維持補修経費は、前年度比較733万6,000円の増です。道路維持業務のパートタイム会計年度任用職員につきまして2名のうち1名を8か月の任用から12か月の任用とすることや報酬単価の増、勤勉手当の支給などにより、節1報酬で92万2,000円、131ページを御覧ください。節3職員手当等で86万5,000円、それぞれ増となったこと、また節10需用費の公用車修繕費におきまして村道の草刈りの際、小型除雪機に取り付けて使用します草刈り装置を修繕するため420万円を計上したことによるものなどとなっております。132ページを御覧ください。説明欄(2)、除雪対策経費は、前年度比較58万2,000円の減です。節10需用費におきまして前年度計上しましたグレーダ用の冬タイヤの購入費を減としたことなどによるものでございます。

目2道路維持改良費の予算額は4,297万9,000円で、前年度比較511万8,000円の増となっております。説明欄(1)、街路灯維持補修費は、前年度比較258万8,000円の増です。街灯

電気料は111万円の増、街灯修繕費につきましては過去の修繕数を勘案し、147万8,000円の増で計上したことによるものでございます。説明欄（2）、道路補修対策事業は前年度比較253万円の増で、主に資材価格の上昇等により節14工事請負費が増となったことによるものでございます。

133ページを御覧ください。目3道路新設改良費の予算額は3億4,852万1,000円で、前年度比較6,494万6,000円の増となっております。説明欄（1）、道路改良舗装事業の節14工事請負費のうち道路整備工事費につきましては、東9号の舗装、東5号、東15号の局部改良、東13号の改良のほか、新たに農村部の住宅前の未舗装道路に対する防塵処理舗装を実施することにより8,753万円の増となっております。村道舗装強化工事費につきましては、南4線、香川南中央線、更別東3条線の舗装強化工事を実施しますが、前年度と比較しまして2,128万7,000円の減となっております。市街地歩道改修工事費につきましては、曙2丁目線の歩道改修工事を実施することにより829万4,000円の皆増となっております。

目4橋りょう維持改良費の予算額は1億1,202万2,000円で、前年度比較3,915万7,000円の減となっております。説明欄（1）、橋りょう整備事業の節12委託料につきましては橋梁長寿命化修繕計画の策定等により1,468万円の増、節14工事請負費につきましては寿橋ほか全3橋の補修工事を実施することにより1,826万円の増、134ページを御覧ください。節18負担金補助及び交付金につきましては、東6号葵橋の拡幅に係る負担金の減と令和3年度より実施しておりました橋梁の定期点検が令和5年度で終了したことにより7,202万5,000円の減となっております。

項3住宅費、目1住宅管理費の予算額は1,756万5,000円で、前年度比較599万3,000円の増となっております。135ページを御覧ください。説明欄（3）、村営住宅等維持管理経費は、21万7,000円の増です。主な要因としまして、労務単価の上昇により節12委託料の草刈り業務料が増となったことによるものでございます。説明欄（4）、村営住宅等改修事業につきましては、572万円の皆増です。公営住宅花園団地の外部集合煙突や外壁防水改修工事につきましては、令和3年度より実施し、令和6年度が最終年度となっておりますが、前年度は当初予算に計上がなかったことから、皆増となっております。

目2民間住宅整備費の予算額は1,750万円で前年度と同額となっております。

以上で補足説明とさせていただきます。

○議 長 款8土木費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

2番、安村さん。

○2番安村議員 123ページ、道路新設改良費の説明欄の中の14番、工事請負費の中の道路整備工事費、東3号と公道の部分と未舗装の住宅の前の部分という説明が……

（何事か声あり）

○2番安村議員 すみません、133ページでございます。それで、説明欄の14、道路橋りょう費の中の道路整備工事費の内訳の中で、今般、未舗装の個人住宅の関係というか、未舗

装の部分を簡易的に舗装するという説明がございましたけれども、どのぐらいの箇所というのか、どのような形でどのぐらいの箇所でどの地区なのか、分かれば説明いただきたいと思えます。

○議長 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 令和6年度より実施します防塵処理舗装につきましては、来年度は3行政区の4路線を実施するところがございます。なお、こちらのほうでおおむねこちらが対象になるかなというところをピックアップしておりますが、大体、16キロ程度というふうに見込んでおります。事業につきましては、住宅の前から近くの舗装道路までを簡易舗装で接続するというような事業になっておりますので、場合によってはこちらが見込んでいたルートとは異なるルートとなる可能性もありますので、事業量としてはちょっと増減する可能性もありますが、今のところの見込みでは16キロというふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 想定されるのは、一番要望あったのは、多分、酪農家の関係が多いかなというような気がしているのです。ちょっと一方的な発想でごめんなさい。そういう部分も含めれば多分、搾乳車というか、そういうものも含めてという話の要望もあったと思うのですけれども、近隣の舗装道路に一番近いというよりも、通常の行き来している部分というのは必要になってくるかなと思って、それによると上更別のほうになってしまうと近隣の道路よりも通常使っている道路のほうが長くなったりということの、ちょっとそういう弊害が出るかなというふうな心配もしていますので、その点、十分住民と協議しながら、多少の事業費の増減はあるかもしれないですけれども、そういう努力もお願いしたいというふうに思っています。これは住民の要望もありますので、その点の受け答えも含めて対処していただければありがたいと思えます。

○議長 長 石川建設水道課長。

○建設水道課長 ただいま行政区のほうから要望という形でいただいておりますのが10行政区から28路線となっております。その中では、当初、こちらのほうで見込んでいたルートと異なる要望もありましたことから、そこにつきましては実際の地域の方々と協議しながら進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 長 ほかありませんか。

(なしの声あり)

○議長 長 これで款8土木費を終わります。

次に、款9消防費に入ります。

補足説明を求めます。

小寺総務課参事。

○総務課参事 それでは、消防費につきまして補足説明させていただきます。

137ページを御覧ください。款9項1目1消防費は、予算額1億5,403万6,000円、前年度比較643万7,000円の増となっております。説明欄(1)、とかち広域消防事務組合負担金は、前年度比較643万7,000円の増です。とかち広域消防事務組合負担金(職員人件費分)は前年度比較205万6,000円の増で、給与改定、昇給、昇格、その他異動に伴い増加となるものです。とかち広域消防事務組合更別消防署負担金は、前年度比較384万7,000円の増です。前年度予算では繰越金を個別経費の財源とし、個別経費から繰越金を差し引いた額をととかち広域消防事務組合更別消防署負担金として計上していましたが、本年度は繰越金を更別消防署人件費の財源とし、計上したことから増加となるものです。

目2災害対策費は、予算額169万5,000円、前年度比較299万1,000円の減となっています。前年度に防災用ヘルメット等購入のため32万2,000円、ハザードマップ作成委託料272万8,000円、デジタルホワイトボード購入のため35万4,000円を計上したことによるものです。

138ページを御覧ください。目3非常備消防費は、予算額6,778万1,000円、前年度比較4,077万1,000円の増です。増額の主な要因は、説明欄(1)、更別消防団運営経費 經常分、節1報酬では令和7年度北海道消防操法訓練大会出場に伴い、令和6年度より出場隊の訓練が開始となるため34万円の増、次のページ、139ページを御覧ください。節12委託料では、消防団員が出勤する際に使用する消防車両の機関員確保のための費用として37万2,000円の皆増となるものです。次のページ、140ページを御覧ください。説明欄(2)、更別消防団運営経費 臨時分、節10需用費では、先ほどもお伝えしましたがけれども、令和7年度北海道消防操法訓練大会出勤隊員の装備品等購入のため33万5,000円の皆増、節17備品購入費では水槽付消防ポンプ自動車更新により3,959万6,000円の増によるものが主なものとなっております。

以上で款9消防費の説明を終わらせていただきます。

○議 長 款9消防費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款9消防費を終わります。

次に、款10教育費に入ります。

補足説明を求めます。

伊東教育次長。

○教育次長 それでは、教育費について補足説明をさせていただきます。

142ページをお開きください。款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費、予算額4,425万円、前年度比較992万円の増です。143ページをお開きください。説明欄(3)、記念事業補助金等は、本年度、更別小学校が開校100周年を迎えることとなり、記念事業に係る補助を出すものでございます。説明欄(4)、更別農業高校生徒確保等支援事業です。節18負担金補助及び交付金の更別農業高等学校教育振興会助成金3,285万9,000円、前年度比

較618万円の増でございますが、バス運転手等の労働時間の規制強化や人員確保に伴う貸切りバス運行料金が全国的に値上げとなり、スクールバス運行費用助成が増額となったこと、あと昨今の少子化に伴い受験者数が減少傾向にあるため、新たに道外から入学者を募集を行う地域みらい留学への参画助成を行うことが主な増額の要因でございます。説明欄(6)、高校生等入学支援事業でございますが、令和5年度より実施しております更別中央中学校を卒業する生徒の保護者を対象として生徒1人に対し現金5万円とどんぐり商品券5万円を支給するものでございます。

目2事務局費、予算額1億3,001万1,000円、前年度比較1,582万2,000円の増です。主なものは、指導主事共同設置事業に伴う増でございます。説明欄(2)、事務局一般事務経費、前年度比較72万7,000円の増額の主な理由は、パートタイム会計年度任用職員の報酬及び職員手当増によるものでございます。145ページをお開きください。説明欄(3)、指導主事共同設置事業1,209万4,000円は、中札内村との指導主事共同設置事業ですが、本年度から3年間、指導主事の執務場所が更別村となり、当該職員の人件費等については更別村で予算計上し、その半額を中札内村から負担金としていただくこととなっております。

146ページを御覧ください。目3こども夢推進費、予算額50万1,000円、前年度と同額でございます。こども夢基金事業助成金と積立金利子を計上しております。

項2小学校費、目1学校管理費、予算額1億962万2,000円、前年度比較6,337万5,000円の減でございます。減額の主な理由は、学校施設改修事業の更別小学校校舎等改修工事、あと、スクールバス購入事業及び学校情報通信技術環境整備事業で校務用パソコン更新及び環境構築が終了したことに伴う減額でございます。説明欄(1)、小学校運営経費5,087万9,000円、節1報酬、147ページをお開きください。節3職員手当等、節8旅費は、特別な支援を必要とする児童を支援するため、特別支援教育支援員を更別小学校に3名、上更別小学校に1名、いずれも前年と同数の人数を配置するもので、前年度比較230万4,000円の増でございます。節10需用費の消耗品については、本年度、小学校で使用する教科書が改訂されますことに伴う教員用指導書購入により483万2,000円増となっております。148ページを御覧ください。節12委託料、保守・管理・点検委託料、OA機器保守点検委託料は、昨年度購入した校務支援システムに係る保守点検費用で、290万1,000円増としております。同じく委託料、その他業務委託料、学校用務員業務委託料は、昨年度、学校グラウンド及び周辺緑地の管理を公務補業務から切り離し、別業者による業務委託にして実施しておりましたが、春先の天候不順や管理用備品の使用調整がなかなかうまくいかず、雑草が目立つ期間があったことから、再度、管理方法の見直しを図ることとし、35万3,000円増としております。節17備品購入費、学校管理用備品購入費は322万9,000円ですが、更別小学校はワイヤレスマイク、知能検査キットの購入、上更別小学校は視力検査器、フォールディングテーブルの購入のほか、各小学校の体育館に気化熱冷風機1台を購入し、設置することにより暑さ対策を図りたいと考えております。説明欄(2)、外国語指導推進事業でございます。節12委託料の小学校英語活動サポート事業委託料は120万6,000円で、昨年度

同様、小学校3、4年生の外国語活動、各クラス35時間分について、NPO法人より日本人ALTを派遣する形で実施するものでございます。149ページをお開きください。説明欄(5)、学校施設維持管理経費です。節10需用費の燃料費は、単価値上げと数量増加により34万9,000円の増、光熱水費は電気料高騰により89万9,000円の増となっております。150ページを御覧ください。説明欄(6)、学校施設改修事業でございますが、節14工事請負費の更別小学校校舎等改修工事費は、経年によりグラウンドの土が減り、暗渠が露出しているような状況となっておりますので、土を追加し、整備するための費用2,587万2,000円、校舎への不正侵入防止対策として電子錠設置に437万8,000円、記念植樹された樹木の移植に38万4,000円、保健室カーテン取付けに31万9,000円、上更別小学校校舎等改修工事は電子錠設置に184万8,000円、保健室カーテン取付けに13万2,000円を計上しております。なお、一般会計予算資料の資料No. 4に更別小学校グラウンド改修工事の図面を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

目2教育振興費、予算額155万6,000円、前年度比較41万9,000円の減でございます。減額の主な理由は、説明欄(2)、就学援助経費で給食費無償化事業に伴う給食費分の支給が必要なくなったことによるものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、予算額4,791万9,000円、前年度比較1,432万円の減です。減額の主な理由は、学校情報通信技術環境整備事業で校務用パソコン更新及び環境構築が終了したのものによるものでございます。説明欄(1)、中学校運営経費、節1報酬、151ページをお開きください。節3職員手当等、節8旅費は、特別支援教育支援員を前年度同様2名分を配置することで前年度比較115万2,000円の増となっております。節7報償費のスクールカウンセラー謝礼は、昨年度から2名体制とし、引き続き相談体制の充実を図るため25万2,000円の増となっております。152ページを御覧ください。節12委託料、保守・管理・点検委託料は、小学校運営経費同様、昨年度導入しました校務支援システムに係る保守点検費用で、131万3,000円増としております。同じく委託料、その他業務委託料の学校用務員業務委託料につきましても小学校運営経費と同様に、再度、グラウンド管理方法の見直しを図ることとし、17万7,000円の増としております。節17備品購入費の学校管理用備品購入費は170万2,000円で、フォールディングテーブル、ビデオカメラ、刈り払い機の更新のほか、小学校同様、気化熱冷風機1台を購入するための費用を計上させていただいております。説明欄(2)、外国語指導推進事業は、中学校と小学5、6年生の外国語授業の補助を行うALT派遣に係る費用として614万2,000円を計上しております。153ページをお開きください。説明欄(5)、学校施設維持管理経費、154ページを御覧ください。節10需用費の光熱水費は、電気料高騰により109万9,000円の増となっております。説明欄(6)、学校施設改修事業200万2,000円は、キュービクルフェンス設置工事のほか、小学校同様校舎への不正侵入防止対策として電子錠設置費用を計上しております。

目2教育振興費、予算額105万3,000円、前年度比較78万円の減です。155ページをお開きください。説明欄(2)、就学援助経費で、小学校同様、給食費無償化事業により給食費分

の支給が必要なくなったことによるものでございます。

項4 幼稚園費、目1 幼稚園管理費、予算額5,831万9,000円、前年度比較538万4,000円の増でございます。説明欄(1)、幼稚園運営経費は、パートタイム会計年度任用職員の職員手当等の増により171万5,000円の増です。156ページを御覧ください。説明欄(2)、幼稚園舎維持管理経費は34万4,000円の増額で、157ページをお開きください。主なものとして、節17備品購入費において、日よけスクリーンセットを購入することにより17万8,000円の増によるものでございます。説明欄(3)、認定こども園運営経費は297万8,000円の増額で、主なものとして節3 職員手当等で265万9,000円の増、159ページをお開きください。節17 備品購入費、教材用備品購入費で遊具の購入により28万1,000円の増となったことによるものでございます。説明欄(4)、認定こども園園舎維持管理経費は1万4,000円の増で、主に節10需用費、こども園光熱水費で17万4,000円の減、160ページを御覧ください。節12委託料、ボイラー保守点検委託料で隔年実施により10万9,000円の増などによるものでございます。

項5 社会教育費、目1 社会教育総務費、予算額3,133万3,000円、前年度比較347万1,000円の増でございます。増額の主な理由としましては、164ページの説明欄(9)、国際交流事業推進経費が皆増となったものでございます。161ページにお戻りいただきたいと思えます。説明欄(2)、生涯学習推進事務経費は、パートタイム会計年度任用職員の職員手当等の増により54万6,000円の増でございます。説明欄(3)、青少年教育推進経費378万7,000円、前年度比較172万1,000円の減の主な理由は、昨年度、子ども交流事業が東松島市の会場で実施されたため、旅費及び助成金の減によるものでございます。なお、本年度は更別村を会場に実施することとしております。163ページをお開きください。説明欄(6)、文化推進経費、節12委託料のヤチカンバ保存調査委託料133万1,000円は、昨年度、設定しました植生再生試験区の追跡調査、エゾヤマナラシを防除した場所の確認調査及び平成20年度に実施しておりますヤチカンバの移植個体の追跡調査を実施するものでございます。説明欄(7)、文化財等保存事業69万3,000円は、ヤチカンバ保護地区に設置しております説明看板の内容変更及び劣化が進んでおりますので、更新に係る費用を計上させていただいているところでございます。164ページを御覧ください。説明欄(8)、図書室運営経費は、パートタイム会計年度任用職員2名の職員手当等の増により112万円の増となっております。説明欄(9)、国際交流事業推進経費317万円は、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い実施を見送ってございました中学校1、2年生対象の飛び出せワールド事業の代替事業として国内での民間事業を活用した国際交流事業への参加を行うものでございます。なお、海外での研修実施につきましては、新型コロナ感染症が5類に移行したことに伴い行動制限が解除されていますが、国際情勢が不安定な中、旅行先での安全確保等を考慮しまして、当面の間、継続検討をすることとしております。なお、参加人員は15名を想定しております。165ページをお開きください。説明欄(11)、コミュニティ・スクール推進事業です。節1 報酬、節3 職員手当等、節8 旅費は専任職員1名分の経費で、58万円の増となっております。

ります。

目2 社会教育施設費、予算額4,555万5,000円、前年度比較3,212万7,000円の増です。増額の主な理由は、167ページの説明欄(2)、農村環境改善センター改修事業でエアコン設置工事を行うことによるものでございます。165ページにお戻りください。説明欄(1)、農村環境改善センター維持管理経費、節10需用費の燃料費は重油等の単価増で24万円の増、光熱水費は電気料高騰により37万4,000円の増となっております。166ページを御覧ください。節12委託料の保守・管理・点検委託料は改善センター管理業務委託料が人件費増により33万3,000円の増、同じく節12委託料の清掃業務委託料につきましても人件費増に伴い58万3,000円の増となっております。節17備品購入費148万3,000円につきましては、会議用テーブル及び除雪機の更新のための費用を計上させていただいております。167ページをお開きください。説明欄(2)、農村環境改善センター改修事業2,937万円は、改善センターの視聴覚室、和室、研修室C、図書室にエアコンを設置する費用を計上させていただいております。なお、一般会計予算資料の資料No. 11に改善センター空調設備の図面を添付しておりますので、御覧ください。ご参照いただければと思います。

項6 保健体育費、目1 保健体育総務費、予算額418万8,000円、前年度比較11万2,000円の増です。説明欄(1)はスポーツ推進委員の活動に係る報酬、費用弁償等の費用、(2)、スポーツ振興経費についてはスポーツ大会等の各種経費、団体活動助成金等を計上しております。

168ページを御覧ください。目2 体育施設費、予算額6,805万9,000円、前年度比較451万8,000円の増です。増額の主な理由は、170ページで説明をさせていただきますが、(3)、運動広場改修事業で野球場バックネット張り替え及びソフトボール場バックネット更新によるものでございます。169ページをお開きください。説明欄(2)、運動広場維持管理経費、節10需用費の更別運動広場消耗品74万4,000円は、肥料、石灰等の資材値上がりによります費用増のほか、パークゴルフコースの表示パネル更新に伴い、前年度より43万9,000円増加をしております。170ページを御覧ください。説明欄(3)、運動広場改修事業は、経年劣化に伴う運動場バックネットの張り替えとソフトボール場のバックネットの針金が外に飛び出すなど利用者がけがをするおそれがあるため、更新する費用として368万5,000円を計上するものでございます。説明欄(4)、農村公園維持管理経費は、遊水路及び噴水の冬囲い用ブルーシート購入及び大型遊具にありますハンモック修繕により、前年度より37万円追加計上させていただいているところでございます。171ページをお開きください。説明欄(6)、コミュニティプール維持管理経費です。節10需用費、修繕費、コミュニティプール修繕費は自動ドア機械装置更新に伴う費用で、64万9,000円を計上させていただいているところでございます。説明欄(7)、コミュニティプール改修事業です。節12委託料、調査委託料、PCB含有調査委託料は、変圧器及び高圧進相コンデンサに低濃度のPCBが含まれていないか調査をする費用を計上させていただいているところでございます。説明欄(8)、トレーニングセンター維持管理経費、節10需用費の光熱水費は173万5,000円で、



電気料高騰により30万2,000円の増となっております。172ページを御覧ください。同じく節10需用費、修繕費は、アリーナのフロア材が経年により摩耗している場所があるためウレタン塗装や補修をするもので、144万1,000円を追加計上させていただいているところでございます。

173ページをお開きください。目3学校給食費、予算額5,786万9,000円、前年度比較2,989万4,000円の増です。増額の主な理由は、学校給食費公会計化に伴う賄材料費及び学校給食センター改築に係る設計業務委託料を計上したことによるものでございます。説明欄(2)、学校給食センター運営経費、節10需用費、賄材料費、給食賄材料費は2,009万1,000円で、食材費6万3,743食分及びふるさと給食事業分として150万円を新たに計上しております。175ページをお開きください。説明欄(4)、学校給食センター改築事業は、令和7年度に予定しております改築工事の実施設計委託料として964万7,000円を計上しております。なお、昨年度計上しておりましたふるさと給食助成事業は、公会計化に伴い学校給食センター運営委員会への助成を取りやめ、事業費を先ほど説明をしました賄材料費に直接計上し、また、保護者負担軽減事業は学校給食費無償化事業に集約した上で、こちらも公会計化により、運営委員会への助成ではなく、保護者の皆様にご負担いただく給食費を免除することで無償化を継続することとしたため、それぞれ皆減となっております。

項7教育諸費、目1研究奨励費、予算額277万2,000円、前年度比較463万4,000円の減です。減額の主な理由は、説明欄(1)、教育奨励事業経費で4年ごと更新をしております副読本作成が終了したのものによるものでございます。

176ページを御覧ください。目2学芸奨励費、予算額380万3,000円、前年度比較3,000円の増です。卒業、卒園式及び教育奨励賞の記念品、学校スケートリンクの造成費用、小中学校の文化、スポーツ大会の助成費用を計上しているところでございます。

177ページをお開きください。目3財産管理費、予算額210万5,000円、前年度比較578万4,000円の減です。減額の主な理由は、説明欄(2)、教員住宅改修事業の節14工事請負費、教員住宅改修工事費において中央中学校の校長住宅、教頭住宅の屋根、壁の改修が終了したものでございます。

以上で款10教育費の補足説明を終わります。

#### ◎会議時間の延長

○議長 お諮りいたします。

この際、議事の都合により本日の会議を延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

この際、午後4時55分まで休憩いたします。

午後 4時44分 休憩

午後 4時55分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第2 議案第23号ないし日程第7 議案第28号（続行）

○議 長 款10教育費の説明が終わりました。

質疑の発言を許します。

1番、太田さん。

○1番太田議員 143ページ、説明欄（4）、更別農業高校生確保等支援事業についてなのですが、先ほどの説明で道外からの受入れを力入れるみたいなこと言っていたのですが、やはり、そのためには、寮をしっかりとしていかなければいけないと思うのですが、寮について何か考えがあるのかなというところの補足説明と、その下の（5）、農業高校の教育支援事業で海外研修なくなっていますよね、そういった魅力もなくした中で道外の受入れもちょっと力入れつつ、そんなことも考えると寮もしっかり完備してどういうふうに運営していったら、道のものだからということもあるのでしょうか、村としてどういう動きをしているのかということも含めて補足説明願います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 ご質問のありました寮運営の部分に関しましては、今現在、学生というか、生徒に関しましては金曜日になりましたら自宅に戻るような形の運営の仕方を行っている形になっておりますが、その分、事情により実家に帰れないとかという部分に関しましては同じ補助金の中でもサラパークを利用して宿泊をしてもらう分の助成も行っております。そのほか、寮運営に関しましては道外からの受入れの部分で本当にこれから入ってくるということになりましたら、土曜日、日曜日も関係なく運営しなければならない部分も出てくる可能性はあるというお話も、こちらについても更別農業高校と協議をして、寮運営に関しましては道教委にもご協力いただきながら寮運営ができるように進めていきたいということを、今、検討しております。なので、更別農業高校さんとしても寮運営に関しての内容についても検討し、要望を上げている最中でございます。

以上です。

○議 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 164ページお願いいたします。項5社会教育費、目1社会教育総務費、説明欄（9）、国際交流事業推進経費でございます。先ほど説明いただきまして、コロナがございまして、外国には誰もなかなか日本から行かれないという状況でございました。国内でということですので、まずは補足の説明を願いたいと思います。1、2年生ということであったかと思えます。10名だったのでしょうか、すみません、補足説明願います。

たします。

○議長 伊東教育次長。

○教育次長 国際交流事業の部分でございますが、人数に関しましては、一応、今の想定としては15名を想定をしております。まずは、コロナ明け、今、通常に海外に派遣をされたり、普通に旅行されているというような状況があるかと思うのですが、この事業、飛び出せワールド事業という形で、一応、飛び出せワールド推進委員会というものを立ち上げてまして、そちらで協議をしておりました。令和5年に入りましてその推進委員会の中で海外に向けて事業を進めることを検討しておりましたが、その推進委員会の中で新たな懸案事項としまして、昨今の国際状況として海外に出すのはやはり心配だということその委員会の中でもありますし、あと、教育委員会議の中でも教育委員さんから、今、海外に出すのは、少し、海外情勢を踏まえてちょっと考えた方がいいのではないか、というご意見もありました。

なので、事務局のほうでも海外だけではなく国内での国際交流というものができないかというものをちょっと調べたところ、一応、事務局としましては沖縄県で実施しております国際交流事業というものに形を変えて、今回に関しては代替事業として実施をしたいと考えております。この事業内容につきましては、沖縄在住の外国人宅でホームステイを行う事業を行いたいと思っております。外国人の方とホームステイ体験と、あと外国人とチームを組んでオールイングリッシュでミッションをクリアする探求フィールドワークを実施したいと考えているところでございます。内容については、そういうような形の内容で実施したいと考えております。

以上です。

(「対象学年」の声あり)

○教育次長 すみません、対象学年については、中学校1、2年生を対象という形になっております。申し訳ございません。よろしく申し上げます。

○議長 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ただいま説明をいただきました。ありがとうございます。外国に行けない、今までコロナウイルス感染症があつて行けなかったというのは事実でありますし、おむねの方がなかなか渡航できない状態でございます。それは私も理解するところでございます。しかしながら、せっかくこの名称が飛び出せワールドということでございまして、今、お伺いいたしますと沖縄で外国人の方の家に泊まってホームステイをして、今までよくあるような、例えば、私の家で外国人をお泊めするとかということとの反対だというふうに受け止めればよいかと思うのですけれども、それは推進委員会ですか、そちらでいろんな協議をなされて、そして教育委員さんのほうでもいろいろな案が出つつも、多分、先ほどおっしゃった心配があるということで、それは、多分、心配だと思われまして、よく親となってみれば気持ちは察するところでございます。

外国に行けない状況、今も不安だねというのも分かるし、しかしながら、広尾さんでい

いますと現に行ったところもありまして、だから一緒に同じことをしませんかということではありませんけれども、当初の内容ではそういう協力もしながらシンガポールなどに行ってはどうかというのがちょっとあったものですから、今回、沖縄で基地もございまして、いろいろと51か国の方が在住しているというふうにも調べましたら分かってびっくりしたのですけれども、多分、英語圏でももちろんネイティブでお話をすることによって意識も上がり、いろんな異文化交流ができるということだというふうには理解をしておりますけれども、子どもたちもそれで多分受け入れているとは思われるのですけれども、お聞きしたいのは沖縄は自分たちがご提案、皆さんでもんだものなのか、旅行会社さんからこういったいろんなところがあるよというところからなのか。

それと、もう一つは、今後、もっともっとコロナ感染症、今当然ゼロではないですし、いろんなインフルエンザ、それから、はしかも発症している状況もありまして、不安はいつになってもなかなか100%は拭き切れないと思うのですが、今後、またその時期が来ましたら外国に行くようなことは教育委員会のほうでお考えがあるのか、今はこれをして、まず代替事業としてやっていくのが考えであるということであればそれはそれで構わないと思いますけれども、お考えをちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 事業内容につきましては、教育委員会のほうで調べてというか、国内でできることは何かないかということで教育委員会のほうで調べて、今回その事業を探したという形になるのですが、ではその事業ってどういうところがやっているのかといいますと、一応こちらで考えている事業としましては、結構、今回のコロナの感染症の関係で国際交流、国際事業としてできなかった地域というのはかなりあって、その中で沖縄県で国際交流プログラムを実施している事業というのがありまして、その事業者は内閣府の沖縄国際交流体験促進事業に採択されている事業ということで、かなり安心して子どもを送れるかなという部分と、あとホストファミリーの審査など、経歴、あと、家族構成等確認をして、家庭訪問により生活環境を直接確認するなど厳格に行われていると。あと、アレルギーなどの個別ケアが必要な場合など、あと損害賠償保険への加入など安全性にもかなり力を入れている業者でありましたので、こちらとしてはその事業を代替事業として行いたいと考えておりました。

あと、小谷議員からご指摘のありました教育委員会としましては、今回の事業に関しては代替事業ですので、そもそもの国際交流の飛び出せワールドの事業に関しては海外でやりたいという思いは、それは変わっておりませんので、時期を見て内容も併せて検討をしていくという形で教育委員会としては考えております。

以上です。

○議長 長 5番、小谷さん。

○5番小谷議員 ご説明ありがとうございました。よく分かりましたので、代替事業ということと、それから当初からの飛び出せワールドというのは外国に行くということで、そ

それはそれに向けてというお気持ちも理解できましたので、子どもたちが無事に、国内とはいっても沖縄は本当に遠い、日本の中でも遠いところですので、楽しんで、そして異文化交流ができることを願っております。ありがとうございました。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 一応、15名ということで予算措置しているのですけれども、まずこの人数増えたら補正するのかということと個人負担は幾らになるのかということも補足でお願いします。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 まずは参加者の人数でございますが、今現在、一応、15人というような形で計算をしておりますが、希望がありましたら補正等で対応する形になるかと思えます。参加費用の負担の分でございますが、事業費の3分の2を助成をする形を考えております。ですので、一応、今回の事業、自己負担に関しましては8万円程度自己負担をいただき、残りの費用を村で助成するというような形を考えております。

以上です。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ごめんなさい、1つ聞き忘れていました。期間はどれぐらいの期間に行く予定なのでしょうか。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 この事業に関しましては、一応、今、計画しているのが3泊4日の日程で行く予定となっております。あと、時期につきましては夏休みの期間中を考えております。

以上です。

○議長 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません、ちょっと確認させてください。169ページ、委託料の関係で、1つは柔剣道場の管理業務委託料等、いわゆる体育施設の管理委託料でございますけれども、これ、193ページ、下のほうにそれぞれ柔剣道場の管理委託料並びにコミュニティプール管理委託料、トレーニングセンター管理委託料ということで、これは、一応、オカモトさんに管理委託するという事で提言し、承認され、継続という形になってはいますが、たまたまこの部分だけ、柔剣道場の関係だけ本年度の計上分が本来であれば113万6,000円という形というふうに読めるのですけれども、あえてこの部分の内容が159万6,000円ということで計上しているのですけれども、何か要因があればご説明いただきたいと思えます。

○議長 長 伊東教育次長。

○教育次長 こちら、指定管理の分の委託料が増えているわけではなくて、実をいうと、改善センターと柔剣道場つながっておりますので、改善センターの管理人による管理の分も少し残っておりますので、それで、その分が、一応、改善センター分で90%、柔剣道場で10%の分を分けて試算をしておりますので、そちらの分で、指定管理者のほうの金額が上

がったわけではなくて、改善センターの管理人の分の業務委託料の分が増えた関係でそちらに金額若干振っている形になりますので、ちょっと増えている形になっております。

以上です。

○議 長 2番、安村さん。

○2番安村議員 すみません、よく理解できません。ごめんなさい。当初、出したときは90%、10%の話ではなくて、端的に193ページに載っているように柔剣道場は幾らですよ、オカモトさんに幾らですよ、あるいは、トレーニングセンターは幾らですよというふうにかけたというふうに記憶しているのです。今、90%だ、10%だと言われてもちょっと理解できない部分があるので、区分的にどうしていくのかという部分ないと、これ、逆に言えばどこで分けして、どこで10%が発生して、どこで90%だと、これ、幾ら説明したって分からないです。やっぱり、当初の設定があったように柔剣道場は柔剣道場全体的にやって、改善センターは改善センターほかで委託というか、管理料で見ているよというふうに説明していただかないと、これでは、実際にあれもこれもというのだったら、最悪の場合だったら分けるか、正式にこの項目を分けていただくかという形の改善をしていただいたほうがありがたいと思いますけれども。

○議 長 答弁調整のため休憩いたします。

午後 5時14分 休憩

午後 5時19分 再開

○議 長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

伊東教育次長。

○教育次長 大変失礼しました。先ほど私のほうで指定管理の分で9割、1割というような説明をしたようにちょっと聞こえたかもしれませんが、そういうわけではなくて、指定管理委託料につきましては内訳としましては113万6,000円が指定管理業務委託料としてオカモトにお支払いをしている金額で、193ページに記載されている113万6,000円については、これは指定管理の分の金額でございます。追加になっております46万1,000円、差引きの分については、改善センター管理人による管理も行っておりますので、その分で面積案分という形で9割、1割の分で分けて、予算上分けさせていただいて計上させていただいているということで、渡り廊下の部分はその該当部分でございますが、その部分で管理をしてもらう関係で金額が案分をしてそちらに計上させていただいているということでございます。大変失礼しました。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 148ページ、小学校管理費の委託料の部分です。12番、委託料、学校用務員業務委託料についてなのですけれども、これ、グラウンドの整備分が去年と継続で入っているのだろうなというところで、先ほどの補足説明でもあったように再度見直しという

ことをおっしゃっていたのですけれども、再度見直しとは何のことをおっしゃっているのか、ちょっと補足をお願いします。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 グラウンドの管理の見直しの部分でございますが、本年度、今回、予算としまして見ている部分に関しては、当初、令和5年度につきましては用務員の業務内容を見直しまして、用務員の勤務時間を8時間から7時間に変更し、グラウンド以外の校内の管理等を行うことを用務員に行っていたら、あと、グラウンド管理として緑地の草刈りとか整地を行うため、4月中旬から10月下旬までの期間において小中合わせて3校、85日分、2人分を6時間で管理をしてもらうというような形の契約で事業を進めてきておりました。

ですが、問題点としまして、学校管理用の備品を使用する関係で、用務員の委託業者とグラウンド管理業務委託業者が異なってしまった関係で使用するときには使用備品の調整がなかなかうまくできなかつたというのと、あと、学校側のグラウンド利用状況がグラウンド管理業務委託業者にちゃんとうまく伝わらず、予定していた業務を行いたいと思っていた日にグラウンド使用があったため、急遽、その業務を中止せざるを得なくなって、草が生えてしまったということもありましたので、今回につきましては、用務員の勤務時間を元の8時間に戻しまして、用務員がグラウンド管理を行う日程調整を行って、最大週2回程度集中的に整地というか、草刈り、あと緑地帯の草刈り等を行う用務員を追加をさせていただいて管理運営をしていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 時間を増やしてグラウンドの管理にかかる時間を増やすということなのですけれども、令和5年度の中で、僕、一般質問した中で、グラウンドがどうしてもレーキとかいろんなもの使ってぼこぼこになっているよと、実際に運動会の準備というか、子どもたちがグラウンドを使うときがあったら、ぼこぼこ、柔らかくて走りにくいよと。そして、なおかつ、管理には限界があるということで、現状、去年、令和5年度のグラウンドの状況を見れば草が生い茂っていて、それは何とかしなければいけない。この後、次のページにもありますけれども、小学校の土を入れ替えるということになれば、今まで雑草が生えてきたところが根を張ってくるわけですね、根を張れば今度はもっと草が生えるようになるということを指摘したのですけれども、そのときに教育長の答弁、10月までに契約の中でどこまでやれるか検証して、支障のない形で責任持って教育委員会のほうでやっていきたいという答弁をいただきました。これ結局、時間を増やしたからってそれ解決できるのといったら、今の答弁では到底解決できないと思うのですけれども、その辺の考え、もうちょっと補足で説明をお願いします。

○議 長 細川教育長。

○教育長 今年は、ですから客土するというので土入れるのですけれども、その場合、

今、言われたように根が残っていて、ただ土入れただけで駄目だろうということで、その草を枯らせて、土を入れて鎮圧するというような予定であります。だから、その草を枯らせるのは、去年は除草剤使わないということだったのですけれども、それも含めて検討させていただいて、学校と相談して除草剤使って枯らせてから土を入れて鎮圧する場合も考えているということです。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 適正な除草剤を使っていくという形に変えるということなのですか。結局のところ手作業で整備すると、現状見てもわかりますように夏の暑い日にグラウンドで用務員の方がこうやっていたら大変危険なのです。そして、とてもではないけれども、あの天気ですから、暑い中、本当汗かきながら、倒れそうになりながらやっている姿を見て、ではその効果はどれくらいあったのかといったときにはやはり限界があるということは教育長自身も理解していると思うのです。だからこそ、土の入替えのときには除草剤で草をしっかりと枯らした中で新しく土を入れる。では、今度その管理をするのにまた、こりこり、こりこり掘っていったら同じことになりますよね。ぼこぼこことなって、時間がたてば雑草が生えてきて、それをしないように除草剤を使うということを今明言されたのか、改めて確認したい。

○議 長 細川教育長。

○教育長 安全のため、学校と協議したり保護者と確認しながら、必要に応じて使う場合も出てくるだろうと。ただ、去年は令和5年度は使わないというふうに約束していたと、私、聞いていたものですから、令和5年度はかなり無理あって、人力でやったり、車で引っ張りながら何とかやったということで、今回、土を入れるということなので、今、言われたように草を枯らして土を入れて鎮圧すると。必要に応じてはそういう場合も出てくるだろうということで、安全に十分配慮しながら、学校と保護者と相談しながら考えていきたいと思っております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今、教育長の言ったとおり、グラウンドをしっかり整備するには人の手では限界があるということの答弁だったと思います。それで、子どもたちに支障のないように、その周りの地域に支障のないように上手に除草剤を使ってやっていくというのであれば、去年人を使うから110万ぐらい増額させたのに、今回もそれ同じように使っていたら、除草剤使ったらたかだか10万円もあれば予算、その分はあれば済むと思うのですけれども、なぜそれで去年と同額の、同額ではないですね、増額ですね、増額しているぐらいなのですけれども、この委託料を増やさなければいけないのか、ちょっとその辺説明をお願いします。

○議 長 細川教育長。

○教育長 すぐは、春からといえば使えないのですよね、まだ客土するのに。運動会終わったりして学校の動きを見ながらということで、今年に関しては例年のような形の予算



を組んでいかないとグラウンド管理は難しいのではないかと。それと、今までは業者が分かれていたのです。公務補さん雇っていたところとグラウンド整備、先ほど次長が説明しましたけれども、そこを一体化するというでこれぐらいかかるのではないかとということで組んでいます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 では、最初のうちは少しコストがかかってしまうよということで、今回、このような計上だったと。ということは、令和7年度にかけては、令和5年度の人の手をかけるといって110万円増額したときよりも増えている金額なわけですから、令和6年度はこのようにある程度手がかかっていくよ、でも、令和7年度は適切な運営管理方法をすれば、また2年前のようにコストを抑えることもできると思いますし、あと、来年度についても10月まで通してそのようなやり方をするというわけではないわけですから、当然、その辺は節約してほしいというか、委託してしまうから金額はかかってしまうのしょうけれども、その分違うことにしっかり手加えていただくのかということをも十分考慮した上で委託運営して行ってほしいと思います。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 146ページ、こども夢推進費ということで、毎年、ここで50万の基金を崩して予算づけされていますよね。昨年度は、何とかこの中で十分いけた部分もありますが、その前年度は途中で足りなくなってということもあって、基金を崩すとなると臨時会にかけて補正をしなければならぬところもあったりするのですが、現状のいろんな今の情勢を見ると、子どもたちのスポーツや文化や何かの大会の多様性も含めると中体連、少年団大会、それ以外のものも相当増量してくるのだろうと。違う部分で支出していくよというような話もありましたが、もともと、そうなると、この夢基金の50万の使い方というのかな、それが完全に限られてしまうので、なかなか自由にほかは使えないよと。いつも年明け1月、2月、3月に結構支出をすることがあるので、その前にはなかなかこれを活用しようと思っても、残しておかないと厳しいなということもあったりするものだから、どうせするのであれば、使わなくて戻すことも、昔、指摘されたとは思いますが、せめてあと20万ぐらいでも多くするのか、100万にするのか、使わなかったら戻すでもいいでしょうし、ちゃんと審査をしっかりとしなければ、何でもかんでもお金があるから事業費出しますよということではなくて、ちゃんとやって、余れば戻せばいいのかなと。あまり制約をかけてしまうのもちょっときついのかなと、最近のここ数年の現状を見ると50万ではちょっと厳しいような気がするのですが、増額する考えはあるのかなのか、その辺だけ確認させてください。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 こども夢基金事業の増額の部分でございますが、今まで少年団活動とか子ども大会派遣の部分に関しましてもこども夢基金事業を使った形での派遣というような形でしていたのですが、今回、見直しを図りまして、大会派遣の部分に関しましては一般会

計の176ページにあります、説明欄（4）、各種文化・スポーツ大会派遣事業のほうにおいて、今、こちらで支出するような形に変更をしております。実際こども夢基金事業に關しまして今年度に關しましての利用状況につきましては、こども夢基金事業での利用実績があまり使われていないという状態ではございます。なので、今、現状としましては50万円でその費用予算が足りているということで、一応、増額のことは考えてはおりません。

以上です。

○議 長 7番、高木さん。

○7番高木議員 一般のほうの会計でやるよという話も去年あって、そちらのほうに移行していったというのも十分理解はしています。ただ、全てがそこでできるのかどうなのかというところも、多分、今後は多種多様化している中で、どうしてもちょっと厳しいなということもあるのかな。何でもかんでも大会助成とかという形で出せるのかどうなのかという基準も相当曖昧になってくると、一般会計のほうだから何ぼでも出せますよ、みたいな形になってしまうのもちょっと困るのかなという、どこかの規制は必要になってくるので、もちろん出すときにはある程度のちゃんとしたものを、いつもちゃんとしているとは思いますが、そういう部分で昨年度はもうほとんど使っていない状況ですから、50万もあれば十分新たな取組も可能なのだろうとは思いますが、途中で基金を崩すのをあまりしないというのであれば最初からちょっと多めに準備をしておくということも必要なのかなというふうに思いますので、その辺の、今、50万でいきますという話なので、多分しないのだろうとは思いますが、その辺再度。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 状況をはかりながら検討させていただければと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 150ページの学校管理費の中の説明欄（6）、工事請負費の更別小学校校舎等改修工事費の中で電子錠ということで鍵です。ウイーンとかかるようなふうにするということで、子どもたちの安全面、鍵のかけ忘れの防止なのかなと思うのですが、ここ最近学校の校長先生、上更別の校長先生や教頭先生からも、花壇ちょっと荒らされたりして、カメラなんかもつけてほしいなのだよなということがあって、鍵の安全、鍵というのはかけ忘れない限り一緒ですから、そういったことを踏まえるとそういった犯罪抑止にはカメラのほうが有効かなと思うのですが、今回、なぜ電子錠になったのかということと、カメラへの検討はどのように行われているのかなというところもちょっと含めて補足説明をお願いします。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 電子錠の部分に關しましては、学校からの要望という部分もありましたので、この方式というか、職員室のほうから集中的に職員室で鍵をかけれるようなシステムにするものでございます。

先ほど太田議員からお話ありましたカメラの設置については、今のところ考えてはおりませんでしたが、ダミーカメラでもいいのではないかというお話も、そういう話もありましたので、そちらについてはダミーカメラをつけるということをこの場で言うのもあれなのですけれども、引き続き校内の防犯については検討をしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 今後、検討していただけるということで、今、カメラ非常に安くなっておりまして、そんな経費かけなくてもカメラ十分設置、ダミーでなくても設置していけると思っておりますので、その辺は検討していただければいいなと思っております。

その次です。目2の教育振興費の説明欄(1)、教材備品購入経費なのですけれども、これ、教材を購入するのにいろいろあれしているかなと思うのですけれども、今、デジタル化が進んでいて、ここに入っているのか分からないのですけれども、子どもたちの宿題とか、そういったものに関して、今、紙で更別小学校はコピーして、昔ながらの宿題やってくるのだよと言って渡しているのです。それをもろろん宿題である以上、先生が丸つけしてということで、先生が今の労働環境改善しなければいけないという中で宿題出せば出すほど先生の労働時間は長くなって、仕事が大変になっていってという現状があるのはご承知のとおりだと思うのですけれども、これ隣の中札内村見てみると、月額300円だったかな、300円ぐらいでデジタルのワーク使っているらしいのです。更別ももちろんタブレット使っているわけですから、もちろん有料になるものかもしれないのですけれども、村で少し補助した中で300円か400円で子どものワーク、デジタルでできるよと、それデジタルでやれば、デジタルですから勝手に丸つけもしてくれるから、間違えることもありませんし、普通の教材、大体の家庭、普通は自分たちでお金かけて、自分の家庭学習に対してお金かけているわけです。大体5,000円から1万円ぐらいはその辺に簡単にお金かかっているものですよ、それが学校の教材費の中である程度宿題という形でいろんな勉強ができて、発展した勉強ができて、さらには安く使えるということはかなり有効な手段だと思いますし、保護者への負担も軽減されるものではないかなと思うのですけれども、中札内に共同で主事置いていることで、もちろん、そういった連携も十分できると思うのですけれども、今後、デジタル化というか、デジタル教材についてどのように考えているのか、ちょっと説明願います。

○議 長 伊東教育次長。

○教育次長 デジタル教材につきましては、中身についてちょっと研究、検討しなければならない部分があるかと思っておりますので、研究、検討させていただいて、導入できるかどうかという部分も含めて検討をさせていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 ぜひ検討していただければと思うのですが、負担に関してもメリットがある、先生の負担に関してもメリットがあるということで、結構メリットがたくさんあるのではないかなと思いますし、デジタルになれば自分でやりたいだけ勉強できますから、またそういったところもメリットがあると思いますので、ぜひ中札内のところも参考にしながら積極的に検討してみてください。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 では次、155ページ、目1幼稚園管理費のことでなのですが、更別幼稚園、新年度の年少さん2名の入園予定と、どんぐり保育園については19名なのですが、ちょっと上更別のこども園については把握していないのですが、この辺見ると今の年少さん、次の年中さんは5名程度でしたっけ、今度の新年度は2名になるということで、もう一方で、どんぐり保育園見てみると今の年中さんは20人近くいるのでしたっけ、新しく年少に入る子は19名ということで聞いているのですが、そろそろ合併の考え持たずにはられないかなと……

(何事か声あり)

○1番太田議員 では、これ本当にこんなに経費かけていいのですかということになりますし、本当これ大切な問題だと僕は思っているのですが、このまま2名でも1名でも、更別には上更別と合わせて幼稚園が2つあって、保育園が1つあって、3つの園を運営していくというのはちょっと現実的に考えてもいかなものかなと思うところがあるので、いかがでしょうか。

○議 長 酒井子育て応援課長。

○子育て応援課長 令和6年度における更別幼稚園の入園予定数は、ご指摘のとおり3歳児2名、4歳児11名、5歳児5名の予定となっています。また、あくまで現在の見込みということではございますが、満3歳児の1期入園を1名、2期入園を8名予定しています。このように入園少ないということもありまして、令和6年度は更別幼稚園とどんぐり保育園の交流保育を増やして、触れ合いの機会をこれまで以上に拡充していきたいと考えています。更別幼稚園とどんぐり保育園のどちらに入園するかということに関しましては、保護者がお仕事をされているか否かということが大きな一つの要素になるのかなと思いますけれども、それぞれの特性に対するニーズがございます。これまで議会ですとか子育て委員会におきまして、望ましい就学前教育、保育の在り方について検討を継続していくということと、当面、両園を存続させていくという説明をしているところでございます。その中で、現状におきましてはそれぞれのニーズに応じ、必要となる予算を計上させていただきたいと思っております。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 これ、何年か前に、どんぐり保育園についてはもともとは親が働いていないと入園できないよという決まりがあったと思うのですが、それがなくなってからこういうことが起きてきているのです。ということは、では、どんぐり保育園と更別幼

幼稚園の決定的な違いは何かというと、預ける時間とか、幼稚園は夏休みあるよとか、どんぐり保育園は朝だったら早い時間だったら7時から夜は7時まで、でも、更別幼稚園は何ほ早くても8時、夏休みまでは年少は11時に帰るとか、その後、お昼寝があつて、すぐ帰る時間になるとか、延長保育もあつて3時とか4時とかとはあるのですけれども、その辺を考えても圧倒的に親のニーズはどんぐり保育園のほうにいつているというふうに読み取れると思うのです。

だから、そういったことのニーズが変わってきているし、結局、親同士何を考えているかといったら、みんなどっち行くのと話し合うのです。結局15名のどんぐり保育園がありました。こっちは1名しかいません。どっちにしようか迷っている人、どっち行くと思いますか。多いほうですよ、どっちでもよかったら。ということで、結局、小さいうちからどんぐり保育園は年少になる前から預けていて、そういった流れの中でこっちのほうの人が人数多いなという、そういう雰囲気もできてしまうし、また、そういった預かる時間の幅もあることから、どうしても僕はこの結果になることは目に見えていたのだなと思うところがあるのです。なので、保護者が選べる、選べない云々なんていう話もあるけれども、結局親の考えは選ぶ、選ばないというよりも、子どもが友達たくさん多いほうがいいかなと思うのがやっぱり親の心情だと思うのですよね、どっちでもよければ。どうしても考えがあるなら別ですけれども、どっちでもいいかなと思ったときにはやっぱり人数多いほうに行ってしまうのが当然の考えなのではないかなと思うのです。

そして、もちろん今までの保護者説明会の中でそういった継続をしていくということと言ったというのは分かりますし、そういったことを合併していくよなんていう考えをしたらいろんな意見が出て、なかなか落としどころが見えてこないということも十分分かりますし、批判もあるのは分かるのですけれども、この状態いつまで続けるのかといったときに、これだんだん先延ばしにできない問題にもうなっていますので、やはりその辺十分に、今後、検討していきながらやらなければいけないかなと私は思っているのですけれども、どうでしょうか。

○議 長 今、今年度予算の審議を行っているわけで、気持ちは、構想は分かるのですけれども、それを踏まえながら、今、もし答えられる範囲があるのであれば答えていただきたいと思います。

西山村長。

○村 長 太田議員さん、前から安村さんも同じお話伺っているのですけれども、幼保一元化についてはずっと話し合ってきましたし、保護者会とか、いろんな形の中で説明会とか何度も繰り返して、ただやっぱりニーズがあつて、幼稚園教育に行きたい、あるいは保育園のほうに行きたいというようなところがあつて、やっぱりそこは尊重してあげないと駄目なのかなというようなことを思っています。

今日は、議長おっしゃったように予算の関係ですので、この予算でいかせていただくということと、現状は入園者がそういうふうになっているという状況もあるのですけれども、

それについては、もちろん、子育て応援課とかいろんところで、来年になればまた状況も変わるというふうに私もお聞きしているので、今回、たまたまこういうふうな形にもなっていますけれども、その辺は検討ということではなくて、いろいろと状況も鑑みながら、また保護者の意見、両園の意向とかも聞きながら、やっぱり子どもたちにとって一番、あるいは、保護者にとってそういうニーズに応えられるようなところを考えていくことが重要なポイントではないかなということ、今はそういう議論をするところの、今、予算の関係ですので、予算としてはこういう形で今年やらせていただいているということをお願いしたいというふうに思うのですが、大変答弁になっていませんけれども、よろしくお聞きしたいというふうに思います。

○議長 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 大変失礼いたしました。予算審議の中でちょっと行き過ぎた質問をしてしまいました。

では次、168ページです。目1保健体育総務費の中の説明欄、18、負担金補助及び交付金の中の一番下です。スポーツ大会派遣事業助成金についてなのですが、これ同額の助成となっております。これ、過去に……

(何事か声あり)

○1番太田議員 いいのですよね、61万7,000円、スポーツ大会派遣事業助成金。これ、過去に、9月だったかな、定例会のときにこの事業に関してだんだん、3分の2の補助だよとか上限が幾らあるよ、という話をした中で、新年度に向けて要綱に関して教育長が委員会で把握して、再度こういう要綱ではどうですかということで提案したいということをおっしゃっていたのですが、何のことか分からないですか。スポーツ大会の派遣があったときに3分の2で大会への助成、全道大会行ったときとかの助成があるのです。それの中で3分の2の助成があって、もちろん上限額があって、それで宿泊代、お弁当代は幾らだよとか、そういうふうないろいろな区分があったのですが、その区分、必要なもの、たとえば、金額が同じでも、結局、経理上の計算で価格やホテル代もどんどん、どんどん上がっていて、大体上限に達する中で3分の2とか要らなくして、もうばつり同じ金額でもいいから幾らと決めたほうが教育委員会の経理上、少年団の事務局とやり取りする手間もすごく簡素化されていいのではないのかという話を僕が提案したのです。そしたら、そのときに教育長は、再度こういう要綱ではどうでしょうかということで提案したいと思うと言ったので、もちろんこの新年度に向けてどのような要綱の変化があったのかということ、金額は同額なのですが、ちょっと、その辺確認したいのですが、いかがでしょうか。

○議長 長 答弁調整のため休憩いたします。

午後 5時55分 休憩

午後 6時01分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

細川教育長。

○教育長 申し訳ありませんけれども、少しお話あったのですが、新しいこういう形という形までは提示できるまで十分回答できていません。それで、従来の形で組んだ形になっております。今後、今までの課題を拾い上げて、また再度検討していきたいと思っておりますので。

○議 長 1番、太田さん。

○1番太田議員 本当は新年度までにやってくれればきれいだったかなというところもあるのですけれども、これは本当に例えば全道大会で決勝までいったら3泊だったよ、けれども1回戦で負けたから2泊だよ、そうなったら、何割の掛金で幾らだったっけとか、やはりそういうことの計算ミスが起きたり、これ、教育委員会にも言えることなので。確認する教育委員会も逆に大変なことになってしまっていくことなので、その辺も十分検討しながら早急にその辺確立していただければなど。できれば要綱に関しては本当に見直して、4月からどんどん、どんどん大会始まって、もしかしたら、どこの少年団が全道大会行く、どこの子どもが全国大会行くということにもなりかねませんので、大したことではないと言ったらあれですけれども、金額の単価も見直すというのだったらちょっと大変なことになるかなとも思うのですけれども、上限部分に関しては簡単にいっているものなので、ある程度簡素化して進めていただきたいなと思っておりますので、十分ご検討よろしくをお願いします。

○議 長 ほかがございませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款10教育費を終わります。

次に、款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費に入ります。

一括して補足説明を求めます。

末田総務課長。

○総務課長 それでは、災害復旧費について補足説明を申し上げます。

178ページを御覧ください。款11災害復旧費、項1農林水産業施設災害復旧費、目1農業用施設災害復旧費は、予算額110万円で前年度と同額です。農業用施設修繕費を計上しています。

目2林業施設災害復旧費は、予算額110万円で前年度と同額です。森林災害に伴う支障木、危険木の伐採に係る費用を計上しています。

項2公共土木施設災害復旧費、目1道路橋梁災害復旧費は、予算額110万円で前年度と同額です。災害に伴う村道の修繕費を計上しております。

次に、公債費について補足説明をさせていただきます。179ページを御覧ください。款12項1公債費、目1元金は、予算額5億8,619万8,000円、前年度比較1,710万8,000円の減で、

本年度から償還開始となる村債の元金が5,785万2,700円、前年度で償還終了となる村債の元金が7,381万9,732円となっています。

目2利子は、予算額563万9,000円、前年度比較105万7,000円の増で、本年度から償還開始となる村債の利子が224万3,348円、前年度で償還終了となる村債の利子が33万1,648円となっています。

なお、公債費の状況については、194ページに地方債の前々年度末における現在高、並びに、前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

次に、諸支出金について補足説明をさせていただきます。180ページを御覧ください。款13諸支出金、項1基金繰出金、目1土地開発基金繰出金は、予算額5,000円で前年度と同額です。土地開発基金の運用から生ずる収益を基金に繰り出すものでございます。

項2目1過年度過誤納還付金は、予算額150万円で前年度と同額です。過去の執行状況を勘案し、計上しています。

次に、予備費について補足説明をさせていただきます。181ページを御覧ください。款14項1目1予備費は、前年度と同額の400万円を計上しています。

なお、予算書の191ページから193ページまでに債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額に関する調書を添付しておりますので、ご参照願います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 款11災害復旧費から款14予備費までの説明が終わりました。

一括して質疑の発言を許します。ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで款11災害復旧費、款12公債費、款13諸支出金、款14予備費を終わります。

これで一般会計歳出予算を終わります。

#### ◎延会の議決

○議 長 お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

#### ◎延会の宣告

○議 長 本日はこれで延会をいたします。

(午後 6時07分延会)



上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 6年 3月14日

更別村議会議長

同 議員

同 議員